

[災害救助法関係]

災害救助法の適用基準<資料 1－13>

災害が発生した場合の適用条件・基準等

災害救助法施行令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害にかかり、被災者が現に救助を必要とする状態にある者に対して行われる。

災害救助法施行令

〔災害の程度〕

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- (1) 当該市町村の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

別表第1（第1条関係）

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

- (2) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

別表第2（第1条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		1,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上		2,500

別表第3（第1条関係）

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		15
5,000人以上	15,000人未満	20
15,000人以上	30,000人未満	25
30,000人以上	50,000人未満	30
50,000人以上	100,000人未満	40
100,000人以上	300,000人未満	50
300,000人以上		75

- (3) 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

別表第4（第1条関係）

都道府県の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
1, 000, 000人未満	5, 000
1, 000, 000人以上 2, 000, 000人未満	7, 000
2, 000, 000人以上 3, 000, 000人未満	9, 000
3, 000, 000人以上	12, 000

- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

※ 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなす。

災害が発生するおそれがある場合の適用条件・基準等

災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対して救助を行うことができる。

2 災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表＜資料１－１４＞

令和５年１２月５日現在

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。(ホテル・旅館の利用額は7,000円(食費込・税込)／泊・人以内とするが、これにより難しい場合は内閣府と事前に調整する。)
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれがある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<基本額> 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間(災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間)	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の 供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	建設型応急住宅 1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 基準額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる。 2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。	災害発生の日から	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額		期 間		備 考			
炊き出しその他 による食品の給 与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若 しくは災害により現に炊事 のできない者	1人1日当たり 1,230円以内		災害発生の日から 7日以内		食品給与のための総経費を延給食日 数で除した金額が限度額以内であれば よい。(1食は1/3日)			
飲 料 水 の 供 給	現に飲料水を得ることが できない者 (飲料水及び炊事のため の水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から 7日以内		輸送費、人件費は別途計上			
被服、寝具その 他生活必需品の 給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上 浸水等により、生活上必要 な被服、寝具、その他生 活必需品を喪失、若しくは 毀損等により使用すること ができず、直ちに日常生 活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季 (10月～3月)の季別は災害 発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から 10日以内		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価 額 2 現物給付に限ること			
		区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6 人 以 上 1 人 増 す ごとに加算
		全 壊 全 焼 流 失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
			冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700
医 療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、 医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額 以内 3 施術者 協定料金の額以内			災害発生の日から 14日以内		患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出産 のみならず、死産及び流 産を含み現に助産を要す る状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料 金の100分の80以内の額			分べんした日から 7日以内		妊婦等の移送費は、別途計上		
被 災 者 の 救 出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 3日以内		輸送費、人件費は、別途計上		

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷(以下、「準半壊」という。)を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 準半壊以外 706,000円以内 準半壊 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内)	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から(教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死 体 の 捜 索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
死 体 の 処 理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 一時保存 { 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 検 案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障 害 物 の 除 去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から 10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費（ 法第4条第1項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項 ）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認め られる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救 助 事 務 費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した各災害の当該合計額が、法第21条に定める国庫負担を行う年度に支出した、法第2条から第13条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第14条に規定する実費弁償額のため支出した費用を合算した額、法第9条第2項に規定する損失補償に要した費用の額、令第8条第2項に定めるところにより算定した法第12条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第19条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第20条第1項に規定する求償に対する支払いに要した費用の	救助の実施が認め られる期間以内及び 災害救助費の精算 する事務を行う期間 以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む

		額(救助事務費の額を除く)の合算額に、次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四		
--	--	---	--	--

	範 囲	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
実 費 弁 償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,700円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 14,300円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,100円以内 救急救命士 13,300円以内 土木技術者、建築技術者 13,900円以内 大工 24,800円以内 左官 26,900円以内 とび職 27,300円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

[その他]

1 火災・災害等即報要領＜資料 1－15＞

(令和3年5月消防応第29号消防庁長官通知)

火災・災害等即報要領

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

(参考)

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1)「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3)「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4)「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5)市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするもの

とし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したものの中から逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2)都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3)都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4)市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5)上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあつても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

a 特定防火対象物で死者の発生した火災

b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d 特定違反對象物の火災

e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災

f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災

- g 損害額 1 億円以上と推定される火災
- (イ) 林野火災
 - a 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの
 - b 空中消火を要請又は実施したもの
 - c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
- (ウ) 交通機関の火災
 - a 航空機火災
 - b タンカー火災
 - c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
 - d トンネル内車両火災
 - e 列車火災
- (エ) その他
 - 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)
 - ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災
- イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
(例示)
 - ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - (ウ) 特定事業所内の火災（（ア）以外のもの。）
- ウ 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの
(イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)
 - (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が 5 名以上発生したもの
 - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
 - (エ) 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
 - (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
 - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故
- (3) 要救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

(例示)

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 17 条第 1 項に規定する緊急処理事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が 2 都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第 13 条の 2 に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの(該当するおそれがある場合を含む。)について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報(火口周辺)が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等(該当するおそれがある場合を含む。)については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

- (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

第 1 号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出 火 場 所						
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮 圧 日 時) 鎮 火 日 時		月 日 時 分 (月 日 時 分)	
火元の業態・用途			事 業 所 名 (代表者氏名)			
出 火 箇 所			出 火 原 因			
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人		死者の生じた理由			
建 物 の 概 要	構造		建築面積		m ²	
	階層		延べ面積		m ²	
焼 損 程 度	焼損棟数	全 焼 棟 半 焼 棟 部分焼 棟 ぼ や 棟	計 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² ha
り 災 世 帯 数	世帯		気 象 状 況			
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 消 防 団 その他 (消防防災ヘリコプター等)		台 台 台・機		人 人 人	
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発見日時	月 日 時 分			
消防覚知方法		鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI 等 7 その他()		物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()					
施設の概要	危険物施設の 区分					
事故の概要						
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			消防防災ヘリコプター		機 人	
			海 上 保 安 庁		人	
			自 衛 隊		人	
そ の 他		人				
災害対策本部等 の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示等の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

		第 報	
		報告日時	年 月 日 時 分
		都道府県	
		市町村 (消防本部名)	
消防庁受信者氏名		報告者名	
事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等 人（ 人）	
	計 人	{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽 症 人（ 人）	
不明	人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

(注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第 4 号様式（その 1）

災害名 消防庁受信者氏名 （第 報）		報告日時		年 月 日 時 分										
		都道府県												
		市町村 (消防本部名)												
		報告者名												
災害の概況	発生場所			発生日時	月 日 時 分									
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人	軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人					一部破損		棟	未分類		棟
		119 番通報の件数												
	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)		(市町村)									
応急対策の状況	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策 													

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

都道府県名 ()

[illegible]

– 135 –

(2) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

(被害状況即報)

※1 被害額は省略することができるものとする。

表2-119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入

2 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱<資料 1－16>

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱

令和4年6月24日

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 出動の求め又は指示等
- 第4章 受援体制
- 第5章 部隊移動及び増隊要請
- 第6章 応援等の引揚げの決定
- 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第8章 防災関係機関との連携
- 第9章 応援等実施計画及び受援計画
- 第10章 応援に要した経費の負担区分
- 第11章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその

任務を代行する消防機関をいう。

- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第 30 条第 3 項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第 50 条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター（以下「消防庁ヘリ」という。）をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第 44 条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官（以下「長官」という。）と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第 3 条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第 44 条第 1 項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式 1－1）。

- (1) 災害の概況
- (2) 出動を希望する区域及び活動内容
- (3) 緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- 4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。
- 5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第 1 項及び第 2 項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長の連絡）

- 第 4 条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式 1－2）。
- 2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。
 - 3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第 1 項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第 3 項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要の隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式 1－2）。
 - 4 前条第 5 項の規定は、前 3 項の連絡に準用する。

第 3 章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

- 第 5 条 消防庁は、大規模災害若しくは特殊災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害等の状況を考慮して必要と認めるときは、出動の可能性があると考えられる都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 2－1）。
- 2 消防庁から出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するとともに、出動準備を行うものとする（別記様式 2－2）。この場合において、当該都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。
 - 3 登録都道府県の航空消防隊及び登録市町村の消防本部は、別表 A－1 及び別表 A－2 に定める災害が発生した場合は、同表に定めるところにより出動準備を行うものとする。この場合において、消防庁は、都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数報告及び出動準備を依頼（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式 2－1）。
 - 4 前項の出動可能隊数報告及び出動準備の依頼を受けた登録市町村の消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとし、当

該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

- 5 都道府県は、消防庁から出動可能隊数報告の求めがない場合であっても、災害の状況を考慮して必要と判断したときは、当該都道府県内の出動可能隊数を調査し、消防庁に対して報告するものとする（別記様式 2－2）。
- 6 消防庁は、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が不要と判断した場合は、第 2 項及び第 3 項の規定に基づき出動準備を行っている都道府県及び当該都道府県に属する登録市町村の消防本部に対して、書面等により出動準備の解除を連絡（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする。（別記様式 2－3）

（長官による出動の求め、指示等）

- 第 6 条 長官は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況、被災地消防本部及び消防団の消防力並びに当該被災地の属する都道府県内の消防応援を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要と判断した場合は、法第 44 条及び基本計画に基づき、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 3－1）。
- 2 前項の求め又は指示を行う場合において、長官は、原則として、応援先市町村を指定するものとする。ただし、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難な場合は、応援先都道府県を指定するものとし、その後、第 14 条に規定する消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
 - 3 長官は、前項の指定を行う場合、原則として、都道府県大隊又は部隊（指揮支援部隊及び航空部隊を除く。）を単位とし、指揮支援隊の属する消防本部が含まれる都道府県大隊については、当該指揮支援隊の応援先市町村と同一の市町村を指定するものとする。ただし、水上小隊、航空小隊及び航空後方支援小隊については、調整本部と調整の上、応援先市町村を指定するものとする。
 - 4 長官は、複数の都道府県において大規模災害又は特殊災害が発生した場合その他多くの緊急消防援助隊の出動が必要と判断する災害が発生した場合は、災害発生都道府県に対応する全ての指揮支援隊、第一次出動都道府県大隊、出動準備都道府県大隊、第 11 条に規定する第一次出動航空小隊及び出動準備航空小隊を第一次出動の求め又は指示の対象とし、応援先都道府県を指定して出動の求め又は指示を行うものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする。
 - 5 長官は、第 1 項の緊急消防援助隊の出動の求めを行った場合において、時間経過とともに災害の情勢が明らかになり、基本計画第 4 章 1（1）の規定を踏まえ、必要と認めるときは、従前の求めによる出動を指示によるものに変更する。この場合において、長官は、受援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長並びに応援都道府県の知事及び当該応援都道府県に属する緊急消防援助隊を出動させた市町村長に対して、速やかに通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする。

（応援等決定通知）

- 第 7 条 長官は、法第 44 条の規定に基づき必要な措置をとることを求め又は指示した場合は、受

援都道府県の知事及び当該受援都道府県に属する受援市町村の長に対してその旨を通知（市町村長にあっては、都道府県知事を経由して行う。）するものとする（別記様式３－２）。

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第 8 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第 9 条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式２－２）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数をとりまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式２－２）。

3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式３－３）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第 10 条 指揮支援部隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとする。

- （１）統括指揮支援隊は、別表 B に定める災害発生都道府県に応じた統括指揮支援隊指定順位第 1 位の消防本部が出動することとする。ただし、被災等により当該消防本部が出動できない場合は、統括指揮支援隊指定順位第 2 位の消防本部が出動する。
- （２）指揮支援隊は、別表 B に定める災害発生都道府県に応じた消防本部のうち必要な隊が出動する。
- （３）航空指揮支援隊は、活動拠点ヘリベースにおいて多数の航空小隊の活動管理が必要な場合、原則として耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から、活動拠点ヘリベースに迅速に到着可能な隊が出動する。

（航空小隊の基本的な出動計画）

第 11 条 航空小隊の基本的な出動計画は、次に掲げるとおりとし、あらかじめ任務を指定しておくものとする。

- （１）原則として第一次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、別表 C に定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動することとする。
- （２）原則として第一次出動航空小隊のほか、速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、別表 D に定める災害発生都道府県に応じて必要な隊が出動の準備を行うこととする。

2 航空小隊の任務は、次に掲げるとおりとする。

- （１）統括指揮支援隊輸送航空小隊及び指揮支援隊輸送航空小隊は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の輸送を任務とする。
- （２）情報収集航空小隊は、ヘリコプター衛星通信システム（以下「ヘリサット」という。）又はヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集及び映像配信を任務とする。
- （３）救助・救急・輸送航空小隊は、救助用資機材及び救急用資機材を活用した救助・救急活動又は統括指揮支援隊及び指揮支援隊以外の人員、物資等の輸送を任務とする。
- （４）消火航空小隊は、ヘリコプター消火用タンク等を活用した空中消火を任務とする。

3 次に掲げる任務に対して、消防庁ヘリを優先的に使用するものとする。

- （１）ヘリサットを活用した情報収集及び映像配信

(2) 第 15 条に規定する現地派遣職員の輸送

(航空小隊の出動に関する留意事項)

- 第 12 条 航空小隊は、原則として、前条により指定された任務を行うものとする。ただし、災害の種別、規模、受援都道府県からの要請内容等により、消防庁は任務指定の変更を行うものとする。
- 2 航空小隊の出動順位は、原則として、被災地又は航空小隊の進出拠点からの直近順とし、当該航空小隊の装備品等を考慮し、出動の求め又は指示を行うものとする。
 - 3 指揮支援隊輸送航空小隊及び情報収集航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、兼務するものとする。
 - 4 指揮支援隊輸送航空小隊及び救助・救急・輸送航空小隊又は消火航空小隊の両任務を指定されている航空小隊は、指揮支援隊の輸送任務を優先するものとする。
 - 5 航空小隊は、複数の任務が遂行可能な体制で出動するよう努めるものとする。
 - 6 各地域ブロックに、原則として、残留する運航可能な航空小隊を 1 隊以上確保するものとする。
 - 7 航空指揮支援隊の輸送は、各任務の指定状況を踏まえ、消防庁が別に指定するものとする。
 - 8 航空隊は、前各項により難しい場合は、消防庁と調整するものとする。

(航空後方支援小隊の基本的な出動計画)

- 第 13 条 航空後方支援小隊は、活動拠点ヘリベース等において輸送・補給活動等が必要な場合に、原則として、耐空検査等により自隊のヘリコプターが運休中の航空隊の中から出動することとする。

第 4 章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)

- 第 14 条 受援都道府県の知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、被災地が 2 以上ある場合において緊急消防援助隊が出動したときは、直ちに法第 44 条の 2 の規定に基づく調整本部を設置するものとする。
- なお、被災地が 1 の場合であっても、受援都道府県の知事が必要と認めるときは、調整本部と同様の組織を設置することができるものとする。
- 2 調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、都道府県災害対策本部と緊密な連携を図る必要があることから、原則として、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部（災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 25 条第 6 項若しくは第 28 条の 3 第 8 項の規定に基づく非常災害現地対策本部又は緊急災害現地対策本部をいい、これらが設置された場合に限る。）に近接した場所に設置するものとする。
 - 3 調整本部は、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。
 - 4 調整本部の本部員は、次の例を参考に、第 40 条に規定する都道府県緊急消防援助隊受援計画（以下「受援計画」という。）に定めておくものとする。
 - (1) 法第 44 条の 2 第 5 項第 1 号の「部内の職員」については、当該都道府県の消防防災主管課等の職員及び航空消防隊員
 - (2) 法第 44 条の 2 第 5 項第 2 号の「消防本部」については、当該都道府県内の代表消防機関又は代表消防機関代行
 - (3) 法第 44 条の 2 第 5 項第 3 号の「災害発生市町村の長の指名する職員」については、被災地消防本部の職員
 - (4) 法第 44 条の 2 第 5 項第 4 号の「緊急消防援助隊の隊員のうちから都道府県知事が任命する者」については、当該都道府県に出動した指揮支援部隊長
 - 5 調整本部は、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げ

る事務をつかさどるものとする。

- (1) 被害状況、都道府県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (2) 被災地消防本部、消防団、当該都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の都道府県内での部隊移動に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 当該都道府県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (6) 第16条に規定する航空運用調整班との連絡調整に関すること。
 - (7) 都道府県災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 6 調整本部長は、法第44条の2第8項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議に出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対してその旨を連絡するものとする。
- 7 調整本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県消防応援活動調整本部」と呼称する。
- 8 受援都道府県の知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、構成員及び連絡先について、長官に対して速やかに報告するものとする。
- 9 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

- 第15条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。
- 2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。
- 4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
- (1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。
 - (2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。
 - (3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。
 - (4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること。
 - (5) 報道機関への対応に関すること。
 - (6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(航空運用調整班の設置)

- 第16条 受援都道府県の知事は、航空小隊と関係機関の航空機との活動調整を図るため、都道府県災害対策本部に、航空運用調整班を設置するものとする。

(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

- 第17条 進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、都道府県大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(2) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の

後方支援本部) に対して連絡するものとする。

(情報共有等)

第 18 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 7）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。

2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、緊急消防援助隊の活動等について必要な情報共有を図るもとともに、被害状況や活動状況について動画及び静止画による共有に努めるものとする。

第 5 章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)

第 19 条 部隊移動は、緊急消防援助隊の隊員の負担軽減及び安全管理上の観点を考慮し、原則として、新たな緊急消防援助隊の投入によりがたい、次に掲げる場合に行うものとする。

- (1) 地理的要因により、新たな緊急消防援助隊の投入には時間を要し、人命救助のためそのいとまがない場合
- (2) 市街地が連たんした複数市町村が被災するなど、市町村境界をまたぎ、多数の災害が発生している場合
- (3) 緊急消防援助隊が不足し、新たな緊急消防援助隊の投入が不可能な場合

2 前項の部隊移動については、都道府県大隊又は部隊単位を原則とする。ただし、被害状況、部隊の規模、車両、資機材の特殊性等を踏まえ、中隊又は小隊単位で部隊移動を行うことが効率的かつ効果的な場合は、この限りでない。

(長官による部隊移動の求め又は指示)

第 20 条 長官による部隊移動の求め又は指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 長官は、移動先、規模及び必要性を明示して、緊急消防援助隊行動市町村の属する都道府県の知事（以下「緊急消防援助隊行動都道府県知事」という。）及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、部隊移動に関する意見を求めるものとする（別記様式 6-1）。
- (2) 前号により意見を求められた緊急消防援助隊行動市町村の長は、緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式 6-2）。
- (3) 第 1 号により意見を求められた緊急消防援助隊行動都道府県知事は、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、前号の緊急消防援助隊行動市町村の長の意見を付して、長官に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする（別記様式 6-2）。
- (4) 長官は、前号の意見を踏まえ、緊急消防援助隊が都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、部隊移動の求め又は指示を行うものとする（別記様式 6-3）。
- (5) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動都道府県知事及び緊急消防援助隊行動都道府県知事を経由して、緊急消防援助隊行動市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式 6-4）。
- (6) 長官は、部隊移動の求め又は指示を行った場合は、部隊移動先の都道府県の知事及び当該都道府県知事を経由して、部隊移動先の市町村の長に対して、その旨を通知するものとする（別記様式 6-5）。

(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)

第 21 条 受援都道府県の知事による部隊移動の指示の手続は、次のとおりとする。

- (1) 受援都道府県の知事は、移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
- (2) 前号により意見を求められた調整本部は、緊急消防援助隊行動市町村の意見等を把握するよう努めるとともに、当該都道府県内の被害状況、緊急消防援助隊及び都道府県内消防応援隊の活動状況を考慮し、受援都道府県の知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
- (3) 受援都道府県の知事は、前号の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して、都道府県大隊及び部隊の長に対して、部隊移動の指示を行うものとする(別記様式 6-6)。
- (4) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、緊急消防援助隊行動市町村の長及び移動先の市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式 6-7)。
- (5) 受援都道府県の知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかにその旨を通知するものとする(別記様式 6-8)。
- (6) 前号の通知を受けた長官は、部隊移動の指示を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村の属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、速やかにその旨を通知するものとする(別記様式 6-9)。
- (7) 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくものとする。
- (8) 調整本部は、部隊移動を行う場合は、都道府県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請するものとする。

(受援都道府県の知事による増隊要請)

第 22 条 受援都道府県の知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする(別記様式 1-1)。

(受援市町村の長による増隊要請のための連絡)

第 23 条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする(別記様式 1-2)。

第 6 章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第 24 条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第 25 条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする(別記様式 4-1)。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡)

第 26 条 前条の通知を受けた指揮支援部隊長は、指揮支援本部長及び航空指揮支援本部長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。

- 2 前項の連絡を受けた指揮支援本部長は、活動を管理している都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- 3 前項の連絡を受けた都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地における活動を終了するとともに、指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、指揮支援本部長の了承を得て引揚げるとする。
- (1) 活動概要（場所、時間、隊数等）
 - (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
- 4 前項の報告を受けた指揮支援本部長は、指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、指揮支援本部長からの本項の報告及び指揮支援本部長の引揚げについて報告するものとする。
- 5 第1項の連絡を受けた航空指揮支援本部長は、活動を管理している航空部隊の各小隊長に対して、直ちに緊急消防援助隊の引揚げ決定を連絡する。
- 6 前項の連絡を受けた航空部隊の各小隊長は、被災地における活動を終了するとともに、航空指揮支援本部長に対して次に掲げる事項を報告し、航空指揮支援本部長の了承を得て引揚げるとする。
- (1) 活動概要（場所、時間、隊員数等）
 - (2) 活動中の異常の有無
 - (3) 隊員の負傷の有無
 - (4) 航空機、車両、資機材等の損傷の有無
 - (5) その他必要な事項
- 7 前項の報告を受けた航空指揮支援本部長は、ヘリベース指揮者及び指揮支援部隊長に対してその旨を報告し、指揮支援部隊長の了承を得て引揚げるとする。当該報告を受けた指揮支援部隊長は、消防庁及び調整本部長に対して、航空指揮支援本部長からの本項の報告及び航空指揮本部長の引揚げについて報告するものとする。
- 8 指揮支援部隊長は、活動を管理する全ての緊急消防援助隊の活動が終了した場合は、長官及び受援都道府県の知事に対してその旨を報告し、受援都道府県の知事の了承を得て引揚げるとする。

（長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知）

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。

（帰署（所）報告）

第 28 条 緊急消防援助隊として出動した小隊等の属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署（所）後、応援都道府県及び後方支援本部に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 応援都道府県は、当該都道府県及び当該都道府県内の消防本部に属する小隊等の最終帰署（所）後、消防庁に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

（活動結果報告）

第 29 条 応援都道府県は、当該都道府県内の緊急消防援助隊として出動した小隊等の最終帰署

（所）後、速やかに都道府県内の消防本部の意見等を取りまとめるとともに、当該都道府県の代表消防機関と連携して、緊急消防援助隊活動報告書（別記様式 5）を作成し、消防庁及び応援都道府県に対して、報告するものとする。

第 7 章 大規模地震発生時における迅速出動基準

（迅速出動の適用条件）

第 30 条 迅速出動の対象となる災害は地震とし、最大震度 6 弱（政令市等は 5 強）以上の地震が発生した場合に適用するものとする。ただし、次に掲げる場合は適用しない。

（1）基本計画第 4 章 4 に基づき定められたアクションプランを適用する場合

（2）発生した地震の震央が海域の場合

（迅速出動に係る措置要求等の内容）

第 31 条 迅速出動に係る措置要求等の内容は、別表 A－1 及び別表 A－2 のとおりとし、登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、地震発生と同時に行われる長官からの出動の求め又は指示に基づき、第 34 条に規定する出動先へ、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。この場合において、被災等により緊急消防援助隊の全部又は一部が出動することができない場合、当該都道府県の知事は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

2 前項の場合において、後方支援本部は、統括指揮支援隊、指揮支援隊、都道府県大隊及び統合機動部隊が出動する前に消防庁に対して、電話により出動の要否を確認するものとする。

3 消防庁は、迅速出動の適用となる地震発生後、別表 A－1 及び別表 A－2 に基づき、登録都道府県及び登録市町村に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、様式（別記様式 3－1 又は 3－4）を送付するものとする。

4 長官は、災害の状況等により必要があると判断した場合、速やかに応援規模の増強等の措置を講ずるものとする。

（迅速出動に係る応援等決定通知）

第 32 条 長官は、迅速出動の適用となる地震発生後、震央管轄都道府県の知事に対して、速やかに迅速出動の適用である旨を電話により連絡するとともに、その後、出動の求め又は指示を行った旨を通知するものとする（別記様式 3－2）。

（迅速出動の中止）

第 33 条 長官は、災害の状況等により、明らかに人的、住家被害等がないと判断した場合は、速やかに迅速出動の中止を連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動先）

第 34 条 迅速出動適用時の緊急消防援助隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次に掲げるとおりとする。

（1）指揮支援部隊

ア 統括指揮支援隊

震央管轄都道府県の都道府県庁舎

イ 指揮支援隊

消防庁又は指揮支援部隊長が連絡する消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）

（２）統合機動部隊及び都道府県大隊

震央管轄消防本部の庁舎

（３）航空小隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防本部の航空隊基地等

（迅速出動適用時の出動先の変更等）

第 35 条 震央管轄都道府県の知事は、迅速出動の適用となる地震が発生した場合、速やかに被害状況等を確認し、長官に報告するものとする。

2 長官は、迅速出動により出動した緊急消防援助隊の出動途上において、被害状況等により、出動先の変更、応援規模の縮小等の必要があると判断した場合は、震央管轄都道府県の調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長、統合機動部隊長、都道府県大隊長及び応援都道府県に対して連絡するものとする。

（迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告）

第 36 条 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内の緊急消防援助隊が出動準備を行う場合は、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動可能隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

2 応援都道府県は、迅速出動により、当該都道府県内から緊急消防援助隊が出動した場合は、消防庁に対して、当該出動した緊急消防援助隊の隊数を報告するものとする（別記様式 2－2）。

第 8 章 防災関係機関との連携

（防災関係機関等との連絡調整等）

第 37 条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

（調整本部等における防災関係機関との連携）

第 38 条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

第 9 章 応援等実施計画及び受援計画

（応援等実施計画）

第 39 条 都道府県知事は、当該都道府県内の緊急消防援助隊の登録状況等を踏まえて、緊急消防援助隊が参集し、被災地に出動するための応援等実施計画を策定するものとする。

2 応援等実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

（１）都道府県大隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

（２）統合機動部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

（３）エネルギー・産業基盤災害即応部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。

- (4) N B C 災害即応部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (5) 土砂・風水害機動支援部隊の編成、出動体制及び集結場所に関すること。
- (6) 航空部隊の編成及び出動体制に関すること。
- (7) 情報連絡体制に関すること。
- (8) その他必要な事項に関すること。

- 3 都道府県知事は、応援等実施計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、登録市町村の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、応援等実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県が第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊に該当する都道府県の知事に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(受援計画)

第 40 条 都道府県知事は、当該都道府県内の市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

- 2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 調整本部の運営体制及び早期設置に関すること。
 - (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
 - (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
 - (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
 - (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
 - (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
 - (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
 - (8) 航空運用調整班、空港・基地施設管制との調整、無線運用、安全管理、ヘリコプターの離着陸場、燃料補給等の航空機の受援に関すること。
 - (9) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、代表消防機関の長と調整を行うものとし、当該代表消防機関の長は、当該都道府県内の消防長の意見を集約するものとする。
- 4 都道府県知事は、受援計画の策定及び変更にあたっては、地域防災計画の内容と整合を図るものとする。
- 5 都道府県知事は、受援計画を策定又は変更した場合は、長官に対して当該計画を報告するとともに、当該都道府県に対応する第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊の都道府県の知事並びに当該都道府県に対応する統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長に対して策定又は変更した旨を連絡するものとする。

(都道府県知事の事務の委任等)

第 41 条 地方自治法第 153 条に基づき、調整本部又は部隊移動に係る都道府県知事の権限に属する事務を、その補助機関である職員に委任等する場合は、受援計画にその旨を明記するものとする。

第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第42条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
 - (2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

(長官の指示により出動した場合における応援経費の負担)

第43条 法第44条第5項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
 - (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第11章 その他

(都道府県の訓練)

第44条 都道府県は、都道府県防災訓練、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等において、関係機関と合同で調整本部の設置運営訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(都道府県の即応体制等の強化)

第45条 都道府県は、都道府県知事、危機管理担当幹部等に常時連絡可能な体制を確保するとともに、都道府県知事が不在時の職務の代理者を事前指定するなど、状況に応じた判断及び決定を適切にできる体制を確保するものとする。

- 2 都道府県は、調整本部の運営にあたる責任者等については庁舎近傍に居住させるなど、緊急参集できる体制を整備するものとする。

(その他)

第46条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 28 日消防広第 93 号）

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 8 日消防広第 35 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 17 日消防広第 190 号）

この要綱は、令和 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 22 日消防広第 89 号）

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 6 月 24 日消防広第 211 号）

この要綱は、令和 4 年 6 月 24 日から施行する。

別表A-1 (震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分		指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
				統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
		別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全部	基本計画別表第2により対応する都道府県		基本計画別表第3により対応する都道府県		別表Cにより対応する 全部	別表Dにより対応する 全部
I	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
II	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備	
	震央が陸域	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備			出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III-ア	震央が海域	出動準備		出動準備				出動準備	
	震央が陸域	出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2				出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2	
III-イ	大津波警報が発 告された都道府 県に対する措置	出動準備		出動準備				出動準備	
IV	噴火警報(居住 区域)が発告さ れた都道府県に 対する措置	出動準備						出動準備 (統括指揮支援隊輸送 航空小隊及び情報収集 航空小隊に限る。)	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表A-2 (複数の都道府県において震度6弱(政令市等については震度5強)以上の地震等が発生した場合の出動準備及び迅速出動)

下表の区分に応じ、災害発生都道府県に対応する隊が、出動準備(第5条関係)及び迅速出動(第31条関係)の措置を講ずるものとする。なお、基本計画第4章4に基づき定められたアクションプランを適用する場合は、本別表を適用せず、当該アクションプランに基づき措置を講ずるものとする。

区 分		指揮支援部隊		都道府県大隊及び統合機動部隊				航空小隊	
		統括指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊		出動準備 都道府県大隊		第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
				統合機動部隊	都道府県大隊	統合機動部隊	都道府県大隊		
		別表Bにより対応する 指定順位第1位の隊	別表Bにより対応する 全隊	基本計画別表第2により対応する都道府県		基本計画別表第3により対応する都道府県		別表Cにより対応する 全隊	別表Dにより対応する 全隊
I	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域 最大震度7の地震の震央管轄 都道府県 ₁ に対する措置	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
II	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域 最大震度6強(東京都特別区 は6弱)の地震の震央管轄都 道府県 ₁ に対する措置	迅速出動 (出動準備を含む。)		迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	迅速出動 (出動準備を含む。)	出動準備	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III-ア	震央が海域	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	
	震央が陸域 最大震度6弱(東京都特別区 は5強、政令市は5強又は6 弱)の地震の震央管轄都道府 県 ₁ に対する措置	出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び 長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 ※2		出動準備及び長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動※2	
III-イ	大津波警報が発 表された都道府 県に対する措置	出動準備		出動準備		出動準備		出動準備	

※1 地震の震央が海域の場合は、「震央管轄都道府県」を「最大震度都道府県」に読み替える。

※2 災害の状況を踏まえ、出動準備をしている隊の中から必要な隊を出動させる。

別表B (統括指揮支援隊及び指揮支援隊)

(第10条関係)

災害発生 都道府県	統括指揮支援隊の属する消防本部		指揮支援隊の属する消防本部				
	統括指揮支援隊 指定順位第1位	統括指揮支援隊 指定順位第2位					
北海道	札幌市消防局	仙台市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
青森県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
岩手県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
宮城県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
秋田県	仙台市消防局	札幌市消防局	札幌市消防局	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	新潟市消防局
山形県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
福島県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
茨城県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
栃木県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
群馬県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
埼玉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
千葉県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
東京都	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	千葉市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局
神奈川県	横浜市消防局	東京消防庁	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	川崎市消防局	相模原市消防局
新潟県	仙台市消防局	東京消防庁	仙台市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	川崎市消防局	新潟市消防局
富山県	名古屋市消防	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
石川県	名古屋市消防	京都市消防局	新潟市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
福井県	京都市消防局	名古屋市消防	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
山梨県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局
長野県	東京消防庁	横浜市消防局	さいたま市消防局	東京消防庁	横浜市消防局	新潟市消防局	静岡市消防局
岐阜県	名古屋市消防	京都市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局
静岡県	横浜市消防局	名古屋市消防	横浜市消防局	相模原市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局
愛知県	名古屋市消防	京都市消防局	静岡市消防局	浜松市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局
三重県	名古屋市消防	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
滋賀県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
京都府	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
大阪府	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
兵庫県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
奈良県	京都市消防局	大阪市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
和歌山県	大阪市消防局	京都市消防局	名古屋市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局
鳥取県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
島根県	広島市消防局	大阪市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	北九州市消防局
岡山県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
広島県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
山口県	広島市消防局	福岡市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
徳島県	大阪市消防局	京都市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	堺市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局
香川県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
愛媛県	広島市消防局	福岡市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局
高知県	広島市消防局	大阪市消防局	京都市消防局	大阪市消防局	神戸市消防局	岡山市消防局	広島市消防局
福岡県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
佐賀県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
長崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
熊本県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
大分県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
宮崎県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
鹿児島県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局
沖縄県	福岡市消防局	広島市消防局	岡山市消防局	広島市消防局	福岡市消防局	北九州市消防局	熊本市消防局

※統括指揮支援隊指定順位第1位及び第2位の消防本部について、統括指揮支援隊として出動しない場合は、指揮支援隊として出動する。

別表 C(第一次出動航空小隊)

(第 11 条関係)

災害発生都道府県	第一次出動航空小隊										
	統括指揮支援隊 輸送航空小隊	情報収集航空小隊	救助・救急・輸送航空小隊等								
北海道		青森県 宮城県	岩手県 仙台市 秋田県 山形県 福島県 茨城県 栃木県 新潟県								
青森県	仙台市	岩手県 宮城県	北海道 札幌市 秋田県 山形県 福島県 栃木県 新潟県								
岩手県	仙台市	青森県 宮城県	北海道 札幌市 秋田県 山形県 福島県 栃木県 新潟県								
宮城県		岩手県 山形県	青森県 秋田県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 新潟県								
秋田県	仙台市	岩手県 宮城県	北海道 札幌市 青森県 山形県 福島県 栃木県 新潟県								
山形県	仙台市	岩手県 宮城県	青森県 秋田県 福島県 茨城県 栃木県 群馬県 新潟県								
福島県	仙台市	宮城県 栃木県	岩手県 山形県 茨城県 群馬県 埼玉県 東京 新潟県								
茨城県	東京	栃木県 埼玉県	宮城県 福島県 群馬県 千葉県 横浜市 川崎市 山梨県								
栃木県	東京	茨城県 埼玉県	宮城県 福島県 群馬県 千葉県 横浜市 川崎市 山梨県								
群馬県	東京	栃木県 埼玉県	茨城県 千葉県 横浜市 川崎市 新潟県 山梨県 長野県								
埼玉県	東京	茨城県 栃木県	福島県 群馬県 千葉県 横浜市 川崎市 山梨県 静岡県								
千葉県	東京	茨城県 埼玉県	栃木県 群馬県 横浜市 川崎市 山梨県 長野県 静岡県								
東京都		埼玉県 山梨県	茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 横浜市 川崎市 長野県 静岡県								
神奈川県		埼玉県 山梨県	茨城県 栃木県 群馬県 千葉県 東京 長野県 静岡県 静岡県								
新潟県	仙台市	埼玉県 富山県	宮城県 山形県 福島県 栃木県 群馬県 東京 長野県								
富山県	名古屋市	埼玉県 新潟県	東京 石川県 福井県 山梨県 長野県 岐阜県 京都市								
石川県	名古屋市	埼玉県 富山県	福井県 長野県 岐阜県 静岡県 浜松市 滋賀県 京都市								
福井県	京都市	富山県 滋賀県	石川県 岐阜県 静岡県 名古屋市 三重県 大阪市 神戸市								
山梨県	東京	埼玉県 静岡県	栃木県 群馬県 横浜市 川崎市 長野県 静岡県 浜松市								
長野県	東京	埼玉県 山梨県	群馬県 新潟県 富山県 岐阜県 静岡県 浜松市 名古屋市								
岐阜県	名古屋市	福井県 京都市	富山県 石川県 長野県 静岡県 浜松市 三重県 滋賀県								
静岡県	横浜市	埼玉県 山梨県	群馬県 千葉県 東京 川崎市 長野県 岐阜県 名古屋市								
愛知県		滋賀県 京都市	富山県 山梨県 長野県 岐阜県 静岡県 静岡県 浜松市 三重県								
三重県	名古屋市	浜松市 京都市	滋賀県 福井県 岐阜県 大阪市 神戸市 奈良県 和歌山県								
滋賀県	京都市	福井県 兵庫県	石川県 岐阜県 名古屋市 三重県 大阪市 神戸市 奈良県								
京都府		滋賀県 兵庫県	福井県 岐阜県 名古屋市 三重県 大阪市 神戸市 奈良県 鳥取県								
大阪府		京都市 兵庫県	福井県 名古屋市 三重県 滋賀県 神戸市 奈良県 和歌山県 徳島県								
兵庫県	大阪市	京都市 岡山市	三重県 滋賀県 奈良県 和歌山県 鳥取県 岡山県 徳島県								
奈良県	京都市	滋賀県 和歌山県	岐阜県 名古屋市 三重県 大阪市 兵庫県 神戸市 徳島県								
和歌山県	大阪市	徳島県 高知県	三重県 滋賀県 京都市 兵庫県 神戸市 奈良県 岡山市								
鳥取県	大阪市	京都市 島根県	兵庫県 神戸市 岡山市 岡山市 広島県 広島市 香川県								
島根県	広島市	京都市 鳥取県	兵庫県 神戸市 岡山市 岡山市 広島県 山口県 愛媛県								
岡山県	広島市	京都市 広島県	兵庫県 神戸市 鳥取県 島根県 徳島県 香川県 愛媛県								
広島県		岡山県 高知県	鳥取県 島根県 岡山市 山口県 香川県 愛媛県 福岡市 北九州市								
山口県	広島市	愛媛県 高知県	島根県 岡山県 岡山市 広島県 福岡市 北九州市 大分県								
徳島県	大阪市	愛媛県 高知県	兵庫県 神戸市 和歌山県 岡山県 岡山市 広島市 香川県								
香川県	広島市	徳島県 高知県	大阪市 兵庫県 神戸市 岡山県 岡山市 広島県 愛媛県								
愛媛県	広島市	広島県 高知県	岡山県 岡山市 山口県 徳島県 香川県 北九州市 大分県								
高知県	広島市	徳島県 愛媛県	兵庫県 神戸市 岡山県 岡山市 広島県 山口県 香川県								
福岡県		高知県 大分県	岡山市 広島市 山口県 愛媛県 佐賀県 長崎県 熊本県 宮崎県								
佐賀県	福岡市	高知県 長崎県	広島市 山口県 愛媛県 北九州市 熊本県 大分県 宮崎県								
長崎県	福岡市	高知県 大分県	広島市 山口県 北九州市 佐賀県 熊本県 宮崎県 鹿児島県								
熊本県	福岡市	高知県 大分県	広島市 山口県 北九州市 佐賀県 長崎県 宮崎県 鹿児島県								
大分県	福岡市	愛媛県 高知県	広島市 山口県 北九州市 佐賀県 長崎県 熊本県 宮崎県								
宮崎県	福岡市	高知県 鹿児島県	広島市 愛媛県 北九州市 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県								
鹿児島県	福岡市	高知県 宮崎県	広島市 愛媛県 北九州市 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県								
沖縄県	福岡市	高知県 鹿児島県	愛媛県 北九州市 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県								

※ 東京：東京消防庁を示す。

※ 消防庁へリを使用している航空隊：宮城県、東京、埼玉県、京都市、高知県

注1 ネットワークについては、統括指揮支援隊輸送航空小隊又は指揮支援隊輸送航空小隊を示す。

(第 11 条関係)

– 157 –

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-1

(第3条、第22条関係)

緊急消防援助隊の応援等要請

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請

増隊要請 (第 報)

〇〇 年 月 日 時 分

消防庁長官 殿

(被災地の属する都道府県の知事)

消防組織法第44条第1項の規定に基づき、〇〇年 月 日 時 分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請

増隊要請 (第 報)

〇〇 年 月 日 時 分

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災 害 発 生 日 時	〇〇 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村
応 援 等 要 請 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動可能隊数報告及び出動準備依頼

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長

送付先:						

消防庁広域応援室長

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う可能性がありますので、貴都道府県内の
出動可能隊数を至急調査し、別記様式2-2にて**30分以内**に報告願います。

また、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行った場合、迅速に出動できるように出
動準備をお願いします。

災 害 発 生 日 時	○○ 年 月 日 時 分頃
災 害 発 生 場 所	都道 市区 府県 町村
災 害 名	
依頼日時 (出動可能隊数報告、出動準備)	○○ 年 月 日 時 分
災 害 の 状 況	
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等 石油コンビナート等

都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		

部隊 ※出動準備を依頼する隊(●の付いた隊)

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊※1	
航空部隊	航空小隊※1	
	航空後方支援小隊※1	
統合機動部隊		
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

出動可能隊数・出動隊数の報告(都道府県大隊 統合機動部隊 用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊以外は、別記様式2-2(部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

消防庁広域応援室長 又は 都道府県消防防災主管部長 殿
代表消防機関消防長

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名	
-----	--

最も早く出動できる時間※1	可能隊数報告時に記入	時 分頃
出動時間※1	出動隊数報告時に記入	(統合機動部隊) 時 分
		(都道府県大隊) 時 分

※1 都道府県大隊長(又は統合機動部隊長)が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

※ ()内には、統合機動部隊の出動可能隊数又は出動隊数を内数で記載すること

隊の種類	可能隊数	人数	出動隊数	人数	特殊車両内訳
指揮隊	()	()	()	()	
消火小隊	()	()	()	()	
救助小隊	()	()	()	()	水陸両用バギー: 台
救急小隊	()	()	()	()	
後方支援小隊	()	()	()	()	
通信支援小隊	()	()	()	()	
特殊 装 備 小 隊	震災対応特殊車両小隊	()	()	()	重機: 台
	その他の特殊装備小隊	()	()	()	中型水陸両用車: 台
		()	()	()	
【出動体制、その他特殊な装備品の情報】					
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台					
合 計	()	()	()	()	

(参考)都道府県大隊-統合機動部隊 隊 人 隊 人

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動可能隊数・出動隊数の報告(部隊用)

※ 都道府県大隊及び統合機動部隊は、別記様式2-2(都道府県大隊・統合機動部隊用)で報告すること

可能隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

出動隊数報告 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長
消防庁広域応援室長 又は 代表消防機関消防長 殿

(都道府県消防防災主管部長 又は 消防長)

次の災害に対して、出動可能な(出動した)隊数及び人数を報告します。

災害名								
隊の種別	可能隊数	人数	最も早く 出動できる 時間※2	出動隊数	人数	出動時間 ※2	備 考(内訳)	
指揮 支 援 部 隊	統括指揮支援隊			: 頃			:	
	指揮支援隊			: 頃			:	
	航空指揮支援隊※1			: 頃			:	
航空 部 隊	航空後方支援小隊※1			: 頃			:	
	航空小隊※1			: 頃			:	
土 砂 ・ 風 水 害 機 動 支 援 部 隊	指揮隊			: 頃			:	
	救助小隊							
	特殊装備小隊							
	特殊装備小隊							
	後方支援小隊							
【その他特殊な装備品の情報】								
高機能救命ボート: 艇、救命ボート(船外機有): 艇、救命ボート(手こぎ): 艇、水上オートバイ 台								
合 計								
	指揮隊			: 頃			:	
	合 計							

※1 航空小隊が出動不能な場合、航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の出動可能隊数を報告すること

航空指揮支援隊及び航空後方支援小隊の報告は、両隊同時出動が可能か、どちらか1隊が出動可能なかの備考に記載すること

※2 指揮支援部隊及び航空部隊以外の出動時間は、当該部隊の指揮隊長が属する消防本部から最も早く出動できる時間(出動した時間)を記入

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

出動準備の解除連絡

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県消防防災主管部長 } 殿
消 防 長

送付先:

消防庁広域応援室長

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり出動準備を解除しましたので通知します。

出 動 準 備 の 解 除 日 時	○ ○ 年 月 日 時 分
出動準備を解除する隊	【都道府県大隊】
	【統括指揮支援隊】
	【指揮支援隊】
	【航空指揮支援隊】
	【航空小隊】
	【統合機動部隊】

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事 } 殿
市町村長 }

送付先:

消防庁長官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示します。

災 害 発 生 日 時	○○ 年 月 日	時 分	頃
災 害 発 生 場 所	都道府県 市区町村		
災 害 名			
災 害 の 状 況			
原子力施設・石油コンビナートの有無	原子力施設等	石油コンビナート等	
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠: 消防組織法第44条第 項)
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日	時 分	

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
【隊の指定情報】		
応援先	市区町村	進出拠点

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名	連絡事項、応援先等
指揮支援部隊	統括指揮支援隊
	指揮支援隊
	航空指揮支援隊
航空部隊	航空小隊
	航空後方支援小隊
統合機動部隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊	
NBC災害即応部隊	
土砂・風水害機動支援部隊	応援先 進出拠点

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の応援等決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の知事 } 殿
受援市町村の長 }

消 防 庁 長 官

次のとおり緊急消防援助隊の出動を求め又は指示しましたので、連絡します。

災 害 名			
出 動 区 分	求め	指示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適用 (A - 区分)		非適用
アクションプラン又は運用計画	適用 ()		非適用
求め又は指示日時	○○ 年 月 日 時 分		
求め又は指示した隊	別添(別記様式3-1又は3-4)のとおり		
連 絡 事 項			

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動隊数通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

受援都道府県の消防防災主管部長
被災地消防本部の長

殿

消防庁広域応援室長

次のとおり緊急消防援助隊が出動しましたので、連絡します。

災 害 名				
出 動 区 分	求 め		指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
迅 速 出 動	適 用 (A -		区 分)	非 適 用
アクションプラン又は運用計画	適 用 (		)	非 適 用
求 め 又 は 指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分			
出 動 し た 隊	別添(別記様式2-2)のとおり			
連 絡 事 項				

貴都道府県内における被災地消防本部に対してこの旨連絡し、連携して受援体制を整えてください。

[受援体制チェックシート]

チェック欄

- ① 消防応援活動調整本部の設置時間、設置場所、本部長の職・氏名、本部員の構成、担当者の職・氏名、連絡先(直通)を確認し、消防庁に報告したか。 ☐
- ② 統括指揮支援隊及び指揮支援隊を受け入れるヘリコプター離着陸場、当該離着陸場から消防応援活動調整本部、指揮支援本部までの移動手段等について、消防庁と調整したか。 ☐
- ③ 緊急消防援助隊の隊数や進出方向等を踏まえ、進出拠点(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員派遣等について対応したか。 ☐
- ④ 緊急消防援助隊の隊数や活動場所等を踏まえ、宿営場所(候補地)を確認し、消防庁と調整したか。また、当該拠点へ職員の派遣等について対応したか。 ☐

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間

〇〇

年

月

日

時

分

都道府県知事
市町村長 } 殿

送付先:

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する
出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援
助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震央管轄都道府県		
出動区分	求め	指示
	別表 A - 1	区分
求め又は指示日時	当該地震が発生した日時	
求め又は指示した隊	下表のとおり	
出動先	第34条に定めるとおり	

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括 指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
※対象区分に●	(別表Bにより 対応する指定 順位第1位)	(別表Bにより 対応する全隊)	(基本計画別表第2 により対応する都道 府県)	(基本計画別表第3 により対応する都道 府県)	(別表Cにより 対応する全隊)	(別表Dにより 対応する全隊)
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
II 最大震度6強 (東京都特別区 は6弱)	迅速出動		迅速出動 (統合機動部隊の みが対象)			
III-ア 最大震度6弱(東京 都特別区は5強、 政令市は5強又は 6弱)	長官の要請に 基づき必要な 隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 (統合機動部隊のみ が対象) 【出動する隊】		長官の要請に 基づき必要な 隊が迅速出動 【出動する隊】	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の出動の求め又は指示(迅速)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県知事
市町村長 } 殿

送付先:

消防庁長官

地震の規模が、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第30条に規定する出動基準に該当したので、消防組織法第44条の規定に基づき、次のとおり緊急消防援助隊の迅速出動を求め又は指示します。

震 央 管 轄 都 道 府 県			
出 動 区 分	求 め		指 示
	別 表 A - 2	区 分	
求 め 又 は 指 示 日 時	当該地震が発生した日時		
求 め 又 は 指 示 した 隊	下 表 の と お り		
出 動 先	第34条に定めるとおり		

区分	指揮支援部隊		都道府県大隊		航空小隊	
	統括 指揮支援隊	指揮支援隊	第1次出動 都道府県大隊	出動準備 都道府県大隊	第1次出動 航空小隊	出動準備 航空小隊
	（別表Bにより 対応する指定 順位第1位）	（別表Bにより 対応する全隊）	（基本計画別表第2 により対応する都道 府県）	（基本計画別表第3 により対応する都道 府県）	（別表Cにより 対応する全隊）	（別表Dにより 対応する全隊）
※対象区分に●						
I 最大震度7	迅速出動		迅速出動		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 【出動する隊】	
II 最大震度6強 （東京都特別区 は6弱）	迅速出動		迅速出動 （統合機動部隊のみが対象）			
III-ア 最大震度6弱（東京 都特別区は5強、 政令市は5強又は 6弱）	長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 【出動する隊】		長官の要請に基づき 必要な隊が迅速出動 （統合機動部隊のみが対象） 【出動する隊】			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間

○○ 年 月 日 時 分

 消防庁長官
 受援市町村の長
 指揮支援部隊長

} 殿

(受援都道府県の知事)

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	○○ 年 月 日 時 分
被 災 地 引 揚 げ 日 時	○○ 年 月 日 時 分
引 揚 げ 決 定 し た 隊	
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事
 応援市町村の長

} 殿

送付先:

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり引揚げを決定しましたので通知します。

引 揚 げ 決 定 日 時	○○ 年 月 日 時 分
被 災 地 引 揚 げ 日 時	○○ 年 月 日 時 分
引 揚 げ 決 定 し た 隊	別添(別記様式4-1)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊活動報告書

報告日	
災害名	
都道府県	

1 出動状況(航空部隊を除く)

部隊名	都道府県大隊 (下段は統合機動部隊)		
出動日時※1	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
集結場所			
進出拠点到着日時			
進出拠点			
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

※1 出動日時:都道府県大隊又は部隊の指揮隊長が属する消防本部を出動した日時

2 航空部隊出動状況

航空隊名 (隊区分、機体愛称)			
出動日時	月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
活動開始日時			
活動終了日時			
被災地引揚げ日時			
宿営場所			

3 救助活動状況【陸上】

	救出日時	救出場所※2	救助人数	備 考※3 (合同で救助した消防機関等)
	月 日 時 分			
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
		計	人	

※2 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(○○地区)等を記載

※3 備考:県内応援隊、○○県大隊と合同で救出等記入

4 救助活動状況【航空】

	救出日時	救出場所※4	救助人数	備 考
	月 日 時 分			
1			人	
2			人	
3			人	
4			人	
5			人	
		計	人	

※4 救出場所:住所、活動サイト、活動地区(○○地区)等を記載

5 救急出動状況

	搬送件数	不搬送件数	計
陸上	件	件	件
航空	件	件	件

6 救急搬送状況

	死亡	重傷	中等症	軽傷	その他(不明含む)	計
陸上	人	人	人	人	人	人
航空	人	人	人	人	人	人

7 隊員の傷病状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照

8 車両・資機材の損傷状況

	消防本部名	概要	日報
1			参照
2			参照
3			参照
4			参照
5			参照

部隊移動に関する意見(照会)

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長 } 殿

消 防 庁 長 官

貴都道府県内で活動している緊急消防援助隊の部隊移動について、消防組織法第44条第8項の規定に基づき、意見を求めます。

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------



部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

地域衛星電話		地域衛星FA X	
--------	--	-------------	--

部隊移動に関する意見(回答)

送信時間	〇〇	年	月	日	時	分
------	----	---	---	---	---	---

消 防 庁 長 官 殿

(緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長)

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、
次のとおり回答します。

☐ 了承します。☐ その他

部隊移動に関する意見

部隊移動の 対 象	所属する都道府県(市町村)	
	隊種別	
	特記事項	

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------



部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動の求め又は指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事 } 殿
 応援市町村の長 }

送付先:

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求 め 又 は 指 示 日 時	○○	年 月 日 時 分	

・都道府県大隊

対 象	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
※いずれかに●		
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
統合機動部隊			
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------



部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動都道府県知事
緊急消防援助隊行動市町村の長

殿

消 防 庁 長 官

貴都道府県内又は貴市町村内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求 め 又 は 指 示 日 時	○○	年 月 日 時 分	
求 め 又 は 指 示 し た 隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連 絡 事 項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間

○○ 年 月 日 時 分

 部隊移動先の都道府県の知事
 部隊移動先の市町村の長

} 殿

消 防 庁 長 官

○○都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め
 又は指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	求 め	指 示	(求め・指示の根拠:消防組織法第44条第 項)
求 め 又 は 指 示 日 時	○○	年 月 日 時 分	
求 め 又 は 指 示 した 隊	別添(別記様式6-3)のとおり		
連絡事項			

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

都道府県大隊長又は各部隊長
(指揮支援本部長 経由)

(受援都道府県の知事)

次のとおり部隊移動を指示します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠:消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分

・都道府県大隊

対 象 ※いずれかに●	全 隊	一部の指定した隊※下記に指定する隊
	【隊の指定情報】	
連絡事項		

・部隊 ※対象となる隊に●

部隊名			連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊		
	指揮支援隊		
	航空指揮支援隊		
航空部隊	航空小隊		
	航空後方支援小隊		
統合機動部隊			
エネルギー・産業基盤災害即応部隊			
NBC災害即応部隊			
土砂・風水害機動支援部隊			

現 在 の 出 動 先	都道 府県	市区 町村
-------------	----------	----------



部 隊 移 動 先	都道 府県	市区 町村
-----------	----------	----------

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間

〇〇 年 月 日 時 分

緊急消防援助隊行動市町村の長
 部隊移動先の市町村の長

} 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県〇〇市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ
 部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	〇〇 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

消 防 庁 長 官 殿

(受援都道府県の知事)

本都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を指示しましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

<連絡責任者>

担当課室		氏 名	
NTT回線電話		NTT回線FAX	
地域衛星電話		地域衛星FAX	

緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間 ○○ 年 月 日 時 分

応援都道府県の知事
 応援市町村の長

殿

送付先:

消 防 庁 長 官

貴所属の緊急消防援助隊について、次のとおり受援都道府県知事により部隊移動の指示が行われましたので通知します。

部 隊 移 動 区 分	指 示 (指示の根拠: 消防組織法第44条の3第1項)
指 示 日 時	○○ 年 月 日 時 分
指 示 し た 隊	別添(別記様式6-6)のとおり
連 絡 事 項	

問い合わせ先	消防庁災害対策本部 広域応援班		
NTT回線電話	03-5253-7527	NTT回線FAX	03-5253-7552
地域衛星電話	048-500-90-49013	地域衛星FAX	048-500-90-49036

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinenta0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

政府現地対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長	所属		TEL	
(航空指揮支援隊長)	氏名			
航空後方支援 隊長	所属		TEL	
	氏名			

フォワードベース(FB)

設置場所：

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊の運用に関する要綱

令和4年6月24日改正

目次

第1章 総則

第2章 編成及び装備等の基準

第3章 出動

第4章 指揮活動

第5章 防災関係機関との連携

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

第7章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。）に定めるもののほか、出動、指揮活動その他の緊急消防援助隊及び被災地の消防本部の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (2) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (3) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (4) 航空指揮本部とは、被災地（被災地の周辺地域を含む。）における航空機を用いた消防活動の拠点（以下「活動拠点ヘリベース」という。）の指揮本部をいう。
- (5) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (6) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (7) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (8) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (9) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。）をいう。
- (10) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (11) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (12) C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (13) B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。
- (14) N災害とは、放射性物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。

- (15) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一時的に集結する場所を含む。）をいう。
- (16) 部隊移動とは、法第 44 条の規定に基づく消防庁長官（以下「長官」という。）の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第 44 条の 3 の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第 2 章 編成及び装備等の基準

（都道府県大隊の編成）

第 3 条 都道府県大隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成 27 年消防広第 74 号。以下「要請要綱」という。）第 38 条に規定する緊急消防援助隊都道府県応援等実施計画（以下「応援等実施計画」という。）に定めておくものとする。

- (1) 都道府県大隊指揮隊は、原則として、代表消防機関（代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合は、代表消防機関代行。以下同じ。）の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 大隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「（〇〇都道府県）大隊」と呼称する。
- (3) 中隊は、都道府県内の緊急消防援助隊登録状況に応じて、複数の消防本部からなるブロックごと、消防本部ごと、消火、救助、救急等の任務ごと等に編成するものとし、「（第〇）中隊」、「（〇〇消防本部）中隊」、「（消火）中隊」等と呼称する。
- なお、各中隊長は、都道府県大隊長が指定するものとする。
- (4) 小隊は、車両若しくは消防艇又は付加された任務ごとに編成するものとし、「（〇〇）小隊」と呼称する。
- (5) C 災害、B 災害及び N 災害に対応する中隊は、毒劇物等対応小隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた小隊により編成するものとする。
- (6) 水上中隊は、船艇特性等を考慮し、別に編成することができるものとする。

（指揮支援部隊の編成）

第 4 条 指揮支援部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、第 38 条に規定する指揮支援実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊は、東京都特別区又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市を管轄する消防本部の職員をもって編成するものとする。
- (2) 航空指揮支援隊は、航空隊員をもって編成するものとする。
- (3) 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、それぞれ「〇〇消防本部統括指揮支援隊」、「〇〇消防本部指揮支援隊」、「〇〇消防本部（〇〇都道府県）航空指揮支援隊」と呼称する。

（統合機動部隊の編成）

第 5 条 統合機動部隊の編成は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 統合機動部隊指揮隊は、原則として、代表消防機関の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 統合機動部隊は、統合機動部隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊及び通信支援小隊を中心として編成するものとし、対応する災害の種別や、迅速な出動や情報収

集等の目的に応じ、柔軟な編成、運用により対応するものとする。

- (3) 統合機動部隊は、迅速な集結及び出動が可能な小隊の中から、応援先都道府県に応じて、事前に指定しておくものとする。
- (4) 統合機動部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 統合機動部隊」と呼称する。
- (5) 統合機動部隊長は都道府県大隊長を兼ねることができるものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)の編成)

第6条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、エネルギー・産業基盤災害即応部隊指揮隊、特殊災害中隊(大容量送水ポンプ車、大型放水砲搭載ホース延長車、大型化学車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備えたもの)、消火中隊(化学消防ポンプ自動車を備えたもの)を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、特殊装備小隊、後方支援小隊、通信支援小隊及び水上小隊を加えるものとする。
- (3) エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) エネルギー・産業基盤災害即応部隊」と呼称する。

(NBC災害即応部隊の編成)

第7条 NBC災害即応部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) NBC災害即応部隊指揮隊は、NBC災害即応部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) NBC災害即応部隊は、NBC災害即応部隊指揮隊、毒劇物等対応小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、後方支援小隊等を加えるものとする。
- (3) NBC災害即応部隊は、消防本部ごとに編成するものとし、「(〇〇消防本部) NBC災害即応部隊」と呼称する。

(土砂・風水害機動支援部隊の編成)

第8条 土砂・風水害機動支援部隊は、基本計画に定めるところによるほか、次のとおりとし、応援等実施計画に定めておくものとする。

- (1) 土砂・風水害機動支援部隊指揮隊は、土砂・風水害機動支援部隊長の属する消防本部の指揮隊をもって編成するものとする。
- (2) 土砂・風水害機動支援部隊は、土砂・風水害機動支援部隊指揮隊、救助小隊(津波・大規模風水害対策車及び救助工作車を備えたもの)、特殊装備小隊(重機及び重機搬送車、水陸両用車及び搬送車を備えたもの)、後方支援小隊を中心として編成するものとし、地域の実情に応じて、必要な小隊を加えるものとする。
- (3) 土砂・風水害機動支援部隊は、都道府県ごとに編成するものとし、「(〇〇都道府県) 土砂・風水害機動支援部隊」と呼称する。

(特殊災害小隊の装備等の基準)

第9条 基本計画第2章第4節8に定める特殊災害小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 毒劇物等対応小隊

ア 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C災害、B災害又はN災害に対応するための

特別な教育訓練を受けた隊員 5 人以上で編成されるものであること。

イ 毒劇物等対応小隊は、ウの資機材を搬送することのできる車両を備えること。

ウ 毒劇物等対応小隊は、一般の毒劇物災害、C 災害及び B 災害又は N 災害に対応した次に掲げる資機材を備えること。

(ア) 一般の毒劇物災害対応小隊

呼吸保護用器具、防毒マスク及び化学防護服（又は陽圧式化学防護服）

(イ) C 災害及び B 災害対応小隊

陽圧式化学防護服、化学防護服、携帯型生物剤検知装置、有毒ガス検知管、化学剤検知紙、携帯型化学剤検知機、除染シャワー、除染剤散布器及び防毒マスク

(ウ) N 災害対応小隊

簡易型防護服、呼吸保護具、個人警報線量計、空間線量計、表面汚染計、除染設備、中性子線測定器及び放射線防護服又は陽圧式化学防護服

(2) 大規模危険物火災等対応小隊

ア 大規模危険物火災等対応小隊は、石油コンビナート施設等の大規模危険物施設での火災等に対応することのできる隊員 2 人以上で編成されるものであること。

イ 大規模危険物火災等対応小隊は、大型化学車、大型高所放水車、泡原液搬送車、屈折放水塔車、耐熱装甲型救助活動車、大容量送水ポンプ車又は大型放水砲搭載ホース延長車を備えること。

ウ 大規模危険物火災等対応小隊は、大規模危険物火災等に対応する耐熱防護服を備えること。

(3) 密閉空間火災等対応小隊

ア 密閉空間火災等対応小隊は、地下街等の密閉空間で発生した消火困難な火災等に対応することのできる隊員 2 人以上で編成されるものであること。

イ 密閉空間火災等対応小隊は、高発泡車を備えること。

ウ 密閉空間火災等対応小隊は、呼吸保護用器具及び排煙用資機材を備えること。

(特殊装備小隊の装備等の基準)

第 10 条 基本計画第 2 章第 4 節 9 に定める特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

(1) 水難救助小隊

ア 水難救助小隊は、潜水業務を行うことのできる隊員等 5 人以上で編成されるものであること。

イ 水難救助小隊は、ウの資機材を安全に積載することができる構造を備えた車両又は船舶を備えること。

ウ 水難救助小隊は、潜水器具一式、水中投光器その他水難救助活動に必要な資機材を備えること。

(2) 遠距離大量送水小隊

ア 遠距離大量送水小隊は、遠距離大量送水システム及びそれを搬送可能な車両並びに必要な隊員で構成されるものであること。

イ アの遠距離大量送水システムは、自然水利を利用して、1 キロメートル以上の離れた場所に毎分 3,000 リットル以上の水又は海水を送水することができるものであること。

(3) 消防活動二輪小隊

ア 消防活動二輪小隊は、オフロード走行が可能な仕様の自動二輪車及び隊員で構成されるものであること。

イ 消防活動二輪小隊は、消火器及び可搬式消火器具、簡易救助器具又は応急手当資機材のいずれかを備えること。

(4) 震災対応特殊車両小隊

震災対応特殊車両小隊は、地震災害等における救助活動に必要な重機その他の設備又は資

機材を備えた車両及び必要な隊員で構成されるものであること。

(5) その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊

その他の特殊な装備を用いて消防活動を行う小隊は、次に掲げるいずれかの車両又は資機材及び必要な隊員で構成されるものであること。

ア はしご車

イ 照明車

ウ 空気ボンベ充填車

エ 無人消火ロボット

オ その他長官が緊急消防援助隊の活動に必要と認めた特殊な装備を備えた消防車両

第3章 出動

(指揮本部の設置)

第11条 被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

2 指揮本部は、被災地における消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 緊急消防援助隊の活動方針（活動スケジュールを含む。）に関すること。

(3) 被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(5) その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

3 指揮本部は、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMAT等関係機関との活動調整を図るため、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るものとし、当該市町村災害対策本部に職員を派遣するものとする。

(航空指揮本部の設置)

第12条 被災地の属する都道府県内の航空隊は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、航空指揮本部を設置するものとする。

2 航空指揮本部は、被災地における航空に係る消防の指揮に関するもののほか、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集に関すること。

(2) 被害状況及び受援都道府県内の航空隊の活動に係る記録に関すること。

(3) 航空に係る緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

(4) その他航空に係る緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

(後方支援本部の設置)

第13条 応援都道府県に属する代表消防機関は、円滑な後方支援体制を確立するため、当該代表消防機関に後方支援本部を設置するものとする。ただし、都道府県に属する緊急消防援助隊のみが出動した場合等においては、この限りでない。

2 後方支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 緊急消防援助隊の出動、活動等に関する連絡調整に関すること。

- (2) 後方支援体制の確立に関すること。
- (3) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (4) 緊急消防援助隊の交替に関すること。
- (5) 物資等の搬送計画に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊を出動させた消防本部に対する、情報提供に関すること。
- (7) 消防庁に対する被災状況や緊急消防援助隊の活動に係る動画及び静止画の提供に関すること。
- (8) 緊急消防援助隊の隊数及び人員数の集計に関すること。
- (9) その他緊急消防援助隊の活動支援に必要な事項に関すること。

(都道府県大隊の出動)

第 14 条 都道府県大隊長は、当該都道府県大隊が迅速に被災地に到着するために必要と判断した場合は、ブロック単位での出動又は車両特性に応じた中隊編成による出動を指示するなど、必要な措置を講じるものとする。

(指揮支援部隊の出動)

第15条 統括指揮支援隊、指揮支援隊及び航空指揮支援隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動するものとする。なお、原則として、航空小隊による輸送により出動するものとする。

(統合機動部隊の出動等)

第 16 条 統合機動部隊は、長官の出動の求め又は指示後、おおむね1時間以内に迅速に出動し、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 被災地までの道路状況、給油可能施設等の情報の収集に関すること。
- (2) 被害状況、活動場所、任務、必要な大隊規模等の情報の収集に関すること。
- (3) 都道府県大隊が後続する場合の(1)及び(2)に規定する情報の提供に関すること。
- (4) 被災地消防本部との連絡調整に関すること。
- (5) 被災地における通信の確保に関すること。
- (6) 初期の消火、救助及び救急活動に関すること。
- (7) 航空消防活動の支援に関すること。
- (8) 宿営場所の設営に関すること。
- (9) 被害状況、部隊の活動等の記録(動画及び静止画によるものを含む。)に関すること。

2 統合機動部隊を構成する小隊等は、後続する都道府県大隊が被災地に到着後は当該都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊長の指揮の下、都道府県大隊を構成する小隊等として活動するものとする。

(エネルギー・産業基盤災害即応部隊の出動)

第 17 条 エネルギー・産業基盤災害即応部隊は、石油コンビナート等における特殊災害が発生した場合において、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に出動するものとする。

(NBC災害即応部隊の出動)

第 18 条 NBC災害即応部隊は、長官が別に定める運用計画に基づき、NBC災害等が発生した

場合において、長官の出動の指示後、当該部隊が属する都道府県の大隊と別に迅速に出動するものとする。

(土砂・風水害機動支援部隊の出動等)

第 19 条 土砂・風水害機動支援部隊は、当該部隊が属する都道府県の大隊の出動を伴わず、単独で出動するものとし、被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び他の都道府県大隊と連携して活動するものとする。

(航空部隊の出動)

第 20 条 航空小隊は、航空機により、原則として、進出拠点となる活動拠点ヘリベースに出動するものとする。

2 航空後方支援小隊は、原則として、自隊の保有する車両により出動するものとする。

(集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)

第 21 条 集結場所、進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等については、原則として、次のとおりとする。

(1) 集結場所

代表消防機関は、応援等実施計画に定めるところにより、災害の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、応援先市町村又は応援先都道府県に応じて、都道府県大隊、統合機動部隊、エネルギー・産業基盤災害即応部隊及び土砂・風水害機動支援部隊の集結場所及び集結時刻を決定し、登録市町村の消防本部に対して連絡するものとする。なお、災害の状況等により受援都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該受援都道府県の消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）と調整するものとする。ただし、アクションプランが適用された場合は、当該アクションプランに定めるところによるものとする（以下、第 2 号及び第 3 号について同じ。）。

(2) 進出拠点

消防庁は、災害の状況、道路の状況、大隊又は部隊の特性、規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(3) 宿営場所

消防庁は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、調整本部（調整本部が設置されない場合は被災地）と調整の上、宿営場所を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の後方支援本部）に対して連絡するものとする。

(4) 出動ルート

都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、応援先都道府県又は進出拠点に応じて出動ルートを決定し、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対して報告するものとする。

なお、道路の状況等により、出動途上において出動ルート及び進出拠点を変更する必要がある場合は、消防庁、調整本部及び後方支援本部に対してその旨を報告するものとする。

(進出拠点到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第 22 条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点到着後、調整本部に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するものとする。

- 2 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、出動途上等における応援先市町村の指定の有無にかかわらず、調整本部に対して応援先市町村を確認するものとする。
- 3 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、進出拠点が高速道路のインターチェンジ等の場合は、当該都道府県大隊長又は部隊長のみが先行して第1項及び第2項の任務を実施し、無線等により当該都道府県大隊又は部隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための措置を講ずるものとする。

(被災地到着後の大隊長及び部隊長の任務)

第23条 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、被災地到着後、指揮者及び第25条に規定する緊急消防援助隊指揮支援本部の本部長(以下「指揮支援本部長」という。)に対して、速やかに当該都道府県大隊名又は部隊名、規模、資機材等について報告するとともに、次に掲げる事項について確認するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 安全管理に関する体制
- (5) 使用無線系統
- (6) 地理及び水利の状況
- (7) その他活動上必要な事項

- 2 統合機動部隊長は、確認した事項について、後続の都道府県大隊及び後方支援本部に対して報告するものとする。

第4章 指揮活動

(指揮体制)

第24条 指揮支援部隊長は、被災地における緊急消防援助隊の活動に関し、指揮支援部隊を統括し、当該被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。また、指揮支援隊が出動していない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、次項の指揮支援隊長の役割も担うものとする。

- 2 指揮支援隊長は、指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上(水上を含む。以下同じ。)に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 3 航空指揮支援隊長は、ヘリベース指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における航空に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
- 4 都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
- 5 統合機動部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。

- 6 エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 7 N B C災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該N B C災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 8 土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
- 9 中隊長は、都道府県大隊長又は部隊長（指揮支援部隊長を除く。）の指揮の下で、小隊長以下の指揮を行うものとする。

（緊急消防援助隊指揮支援本部の設置）

第 25 条 指揮支援部隊長は、被災地ごとに緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

- 2 指揮支援部隊長は、次に掲げる順位により、指揮支援本部長を指名するものとする。ただし、次に掲げる者を指名できない場合は、指揮支援部隊長が任務に支障のない範囲内で、指揮支援本部長の役割を担うものとする。
 - （1）第 1 順位 指揮支援隊長
 - （2）第 2 順位 都道府県大隊長
 - （3）第 3 順位 統合機動部隊長
 - （4）第 4 順位 代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長
- 3 指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。
 - （1）被害状況、市町村が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - （2）被災地消防本部、消防団、都道府県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の陸上に係る活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - （3）陸上に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。
 - （4）自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との活動調整（活動方針の調整を含む。）に関すること。
 - （5）指揮本部又は市町村災害対策本部への隊員の派遣に関すること。
 - （6）調整本部に対する報告に関すること。
 - （7）被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。
 - （8）その他必要な事項に関すること。
- 4 指揮支援本部は、指揮本部及び市町村災害対策本部と緊密な連携を図ることができる場所に設置するものとする。この場合において、指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、指揮本部又は市町村災害対策本部へ隊員を派遣するものとする。
- 5 指揮支援本部長は、同一の災害現場において複数の統合機動部隊又は都道府県大隊が活動する場合、必要に応じて、これらの複数の隊との間で中心となって調整し、指揮支援本部長へ報告等を行う統括統合機動部隊長又は統括都道府県大隊長を指名するものとする。
- 6 指揮支援本部長は、市町村災害対策本部と緊密に連携を図るとともに、当該市町村災害対策本部の会議に参画し、市町村が行う災害対策及び自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との活動調整を行うものとする。
- 7 指揮支援本部長は、指揮本部及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。
- 8 指揮支援本部は、受援市町村名を冠称し、「〇〇市町村緊急消防援助隊指揮支援本部」と呼称する。

(緊急消防援助隊航空指揮支援本部の設置)

第 26 条 指揮支援部隊長は、活動拠点ヘリベースに緊急消防援助隊航空指揮支援本部（以下「航空指揮支援本部」という。）を設置するものとする。

2 指揮支援部隊長は、航空指揮支援隊長を航空指揮支援本部長に指名するものとする。

3 航空指揮支援本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動調整に関すること。

(2) 航空に係る緊急消防援助隊の安全管理に関すること。

(3) 調整本部に対する報告に関すること。

(4) 被害状況及び緊急消防援助隊の活動に係る記録に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

4 航空指揮支援本部は、航空指揮本部と同一の場所に設置するものとする。この場合において、航空指揮支援本部長は、前項の事務を実施するために必要と認める場合は、調整本部又は航空運用調整班等へ隊員を派遣するものとする。

5 航空指揮支援本部長は、航空指揮本部と緊密に連携するものとする。

6 航空指揮支援本部は、受援都道府県名を冠称し、「〇〇都道府県緊急消防援助隊航空指揮支援本部」と呼称する。

7 航空指揮支援本部長は、航空指揮支援隊及び航空小隊に対する輸送・補給活動等が必要な場合には、指揮支援部隊長に対し、航空後方支援小隊又は後方支援小隊を活動拠点ヘリベース等に派遣するよう要請するものとする。

(消防庁職員の現地派遣)

第 27 条 長官は、緊急消防援助隊の出動が決定し、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、調整本部又は都道府県災害対策本部に消防庁職員（以下「現地派遣職員」という。）を派遣するものとする。

2 長官は、災害の状況に応じ必要と判断した場合は、指揮支援本部、市町村災害対策本部又は航空指揮支援本部に現地派遣職員を派遣するものとする。

3 長官は、被災地における消防の広報活動が必要と判断した場合は、災害現場等に現地派遣職員を派遣するものとする。

4 現地派遣職員は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 被害情報の収集及び消防庁への情報提供に関すること。

(2) 都道府県災害対策本部又は市町村災害対策本部に対する、災害対策活動の支援に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の増隊、部隊移動等、緊急消防援助隊の活動調整に係る消防庁との連絡調整に関すること。

(4) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関との連絡調整に関すること。

(5) 報道機関への対応に関すること。

(6) 被害状況や活動状況に係る動画及び静止画の収集及び共有に関すること。

(都道府県大隊本部の設置)

第 28 条 都道府県大隊長は、災害現場付近の活動上適当な場所に都道府県大隊本部を設置するものとする。この場合において、都道府県大隊長を本部長とする。

2 都道府県大隊本部は、次に掲げる事務をつかさどるものとする。

(1) 都道府県大隊の活動管理に関すること。

- (2) 隊員の安全管理に関すること。
 - (3) 都道府県大隊の後方支援に関すること。
 - (4) 被害状況及び都道府県大隊の活動に係る記録（動画及び静止画によるものを含む。）に関すること。
 - (5) 被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊との活動調整に関すること。
 - (6) 指揮支援本部に対する報告に関すること。
 - (7) 他の都道府県大隊等との調整に関すること。
 - (8) その他必要な事項に関すること。
- 3 都道府県大隊本部は、応援都道府県名を冠称し、「○○都道府県大隊本部」と呼称する。

（現地合同調整所の設置）

- 第 29 条 指揮者は、災害現場において、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて、現地合同調整所を設置するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、必要に応じて、現地合同調整所の設置について指揮者に進言するものとする。
 - 3 現地合同調整所が設置された場合、指揮支援本部長は、都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC 災害即応部隊長、土砂・風水害機動支援部隊長、代表消防機関又は代表消防機関代行に属する中隊長の中から必要な者を現地合同調整所の会議に参画させるものとする。
 - 4 前項において参画した者は、現地合同調整所において、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T 等関係機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた関係機関間の相互協力を行う。

（情報共有等）

- 第 30 条 消防庁は、調整本部、指揮支援本部、指揮者、航空指揮支援本部、ヘリベース指揮者、都道府県大隊本部及び後方支援本部に対して、緊急消防援助隊連絡体制（別記様式 1）により情報連絡体制等の明確化を図るものとする。
- 2 消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部、都道府県大隊本部、後方支援本部及び緊急消防援助隊（次項において「消防庁等」という。）は、被害状況や活動状況等について、動画及び静止画により、積極的に情報収集を行うものとする。
 - 3 消防庁等は、緊急消防援助隊動態情報システム、支援情報共有ツール、ヘリコプター動態管理システム、情報収集活動用ドローン、映像伝送装置等を積極的に活用し、被害状況や活動状況について動画及び静止画により積極的に情報共有を行うものとする。
 - 4 指揮本部、航空指揮本部、都道府県大対本部等は、前 2 項により収集された情報や、前項により共有された情報を指揮に活用するものとする。

（活動報告等）

- 第 31 条 指揮支援部隊長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、消防庁及び調整本部長に対して適宜報告するものとする。
- 2 指揮支援本部長は、被害状況、被災地消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに陸上に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。
 - 3 航空指揮支援本部長は、被害状況、受援都道府県内の航空隊及び航空に係る緊急消防援助隊の活動状況その他必要な事項について、ヘリベース指揮者及び調整本部に対して適宜報告するものとする。

- 4 都道府県大隊長は、被害状況、当該都道府県大隊の活動状況その他必要な事項について、指揮支援本部長に対して適宜報告するものとする。
- 5 都道府県大隊長、統合機動部隊長、エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、NBC災害即応部隊長及び土砂・風水害機動支援部隊長は、活動規模、活動結果、活動予定その他必要な事項を記載した活動日報（別記様式2）を作成し、指揮支援本部長に対して報告するものとする。ただし、第16条第2項の規定に基づき、統合機動部隊を編成する小隊等が後続する都道府県大隊に帰属し、都道府県大隊を編成する小隊として活動を開始する翌日からは統合機動部隊長の報告は不要とするものとする。
- 6 指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 7 航空小隊長及び航空後方支援小隊長は、活動日報（別記様式2）を作成し、航空指揮支援本部長に対して報告するものとする。
- 8 航空指揮支援本部長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、前項の活動日報を取りまとめ、指揮支援部隊長に対して報告するものとする。
- 9 指揮支援部隊長は、活動日報（別記様式2）を作成するとともに、第6項及び第8項の活動日報を取りまとめ、長官に対して報告するものとする。

（通信連絡体制等）

第32条 緊急消防援助隊に係る通信連絡体制は、原則として、次のとおり行うものとする。

- （1）消防庁、調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び関係機関相互の通信連絡は、有線回線、衛星携帯電話、消防防災無線、防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、防災相互通信用無線（以下「防災相互波」という。）その他無線を使用する。
- （2）調整本部、指揮支援本部、指揮本部及び都道府県大隊本部相互の無線通信は、統制波1を使用する。
- （3）指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定する。
- （4）指揮支援部隊長は、陸上隊と航空隊の間の情報共有を図るため、必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから、緊急消防援助隊の配備状況及び活動状況に応じて使用波を指定するとともに、衛星携帯電話等を活用する。
- （5）指揮支援本部長は、さらに指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の統制波を指定することができる。
- （6）都道府県大隊本部、当該都道府県大隊に属する中隊及び統合機動部隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- （7）同一中隊に属する小隊相互、同一統合機動部隊に属する隊相互、同一エネルギー・産業基盤災害即応部隊に属する隊相互、同一NBC災害即応部隊に属する隊相互及び同一土砂・風水害機動支援部隊に属する隊相互の無線通信は、別表のとおり、隊の属する都道府県ごとに指定された主運用波を使用する。
- （8）指揮支援本部長は、同一の主運用波を使用する大隊、部隊又は都道府県内応援隊が近接して活動している場合等においては、指揮支援部隊長と協議し、指定波以外の主運用波を指定することができる。
- （9）航空指揮支援本部、航空指揮本部及び航空部隊に属する小隊相互の無線通信は、航空波を使用する。
- （10）都道府県大隊等に属する小隊の隊員相互の無線通信は、署活動用無線機を使用する。署活動用無線機の使用に係る事前手続や運用上遵守すべき事項については、消防庁が別で定める。
- （11）無線通信の呼出応答においては、必ず呼出名称を使用する。

- 2 統制波の運用に際し輻輳が確認された場合は、原則として、次のとおり運用するものとする。
- (1) 無線統制は、指揮支援部隊長の指示により行う。
 - (2) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、次に掲げる場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
 - ア 応援要請を行う場合
 - イ 隊員、消防車両等の重大な事故が発生した場合
 - ウ 新たな災害が発生した場合
 - エ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
- 3 指揮支援部隊長は、防災相互波の使用に関し、関係機関と調整を行うものとする。

第5章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等)

第33条 長官は、緊急消防援助隊の出動等に関し、必要と認める防災関係機関、関係公共機関等との連絡調整を行うものとする。

(実動関係機関との連携)

第34条 緊急消防援助隊は、被災地への出動及び被災地での活動に関して、自衛隊、警察、海上保安庁、TEC-FORCE（国土交通省が派遣する緊急災害対策派遣隊をいう。）等と連携するものとする。

なお、被災地での活動に当たっては、防災相互波等の共通の通信手段を活用し、情報共有に努めるものとする。

(医師等との連携)

第35条 緊急消防援助隊は、被災地において救命医療活動を行う医師、DMAT、ドクターヘリ（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。）等と連携して活動するものとする。

(調整本部等における防災関係機関との連携)

第36条 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部、航空指揮本部及び後方支援本部は、緊急消防援助隊の活動が効果的に行われるように、緊急消防援助隊の活動に関して必要な交通、輸送、通信、燃料、物資等に関する防災関係機関と緊密な連携を図るものとする。

2 調整本部、指揮支援本部、指揮本部、航空指揮支援本部及び航空指揮本部は、緊急消防援助隊の活動に関して必要な関係機関との連絡調整について、必要に応じて、都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部に依頼するものとする。

(消防機関との連携)

第37条 緊急消防援助隊は、効果的な活動を実施するため、道路、住家位置等の情報提供を受けるなど、被災地消防本部、消防団及び都道府県内消防応援隊と緊密に連携するものとする。

第6章 指揮支援実施計画及び受援計画

(指揮支援実施計画)

第 38 条 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、統括指揮支援隊及び指揮支援隊の活動を円滑に行うための指揮支援実施計画を策定するものとする。

2 指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 関係機関との活動調整に関すること。
- (4) 現地合同調整所への参画に関すること。
- (5) 情報連絡体制に関すること。
- (6) 通信支援小隊との連携に関すること。
- (7) その他必要な事項に関すること。

3 統括指揮支援隊及び指揮支援隊の属する消防本部の長は、指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官及び当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告するとともに、当該統括指揮支援隊及び指揮支援隊が出動対象となる都道府県の知事に対して情報提供するものとする。

4 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援隊の活動を円滑に行うための航空指揮支援実施計画を策定するものとする。

5 航空指揮支援実施計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 航空指揮支援隊の編成及び出動体制に関すること。
- (2) 航空指揮支援の基本的事項に関すること。
- (3) 情報連絡体制に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

6 航空指揮支援隊の属する消防本部の長及び航空指揮支援隊の属する都道府県の知事は、航空指揮支援実施計画を策定又は変更した場合は、長官に対して報告するとともに、航空指揮支援隊が消防本部に属する場合においては、当該消防本部が属する都道府県の知事に対して報告する。

(消防本部の受援計画)

第 39 条 消防本部の長は、当該消防本部が管轄する市町村が被災し、緊急消防援助隊の応援等を受ける場合の受援計画を策定するものとする。

2 受援計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 指揮本部の運営体制及び早期設置に関すること。
- (2) 緊急消防援助隊の早期受入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 進出拠点、当該拠点への連絡員の派遣及び連絡体制に関すること。
- (4) 宿営場所その他緊急消防援助隊の活動に必要な拠点の確保に関すること。
- (5) 救助活動拠点施設（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）に規定する救助活動のための拠点施設をいう。）の運用に関すること。
- (6) 緊急消防援助隊の活動に必要な情報の提供に関すること。
- (7) 燃料補給、物資補給等の後方支援体制に関すること。
- (8) ヘリコプターの離着陸場等の航空機の受入れに関すること。
- (9) その他必要な事項に関すること。

3 消防本部の長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、都道府県の受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

4 消防本部の長は、受援計画を策定又は変更した場合は、都道府県知事に報告する。

第7章 その他

(消防本部等の訓練)

第40条 登録市町村の消防本部及び登録都道府県の航空消防隊は、平常時から緊急消防援助隊の連携活動能力の向上に必要な訓練を行うなど、緊急消防援助隊の応受援体制の強化を図るものとする。

(緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗)

第41条 長官は、緊急消防援助隊を登録した消防本部及び都道府県航空消防隊に対して、緊急消防援助隊登録証及び緊急消防援助隊旗を交付するものとする。

2 緊急消防援助隊旗の制式については、長官が別に定める。

(その他)

第42条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月30日消防広第80号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、第22条第1項第2号から第7号まで(第4号を除く。)及び同条第2項の規定は、平成28年6月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月28日消防広第93号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月8日消防広第35号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年7月17日消防広第190号)

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月22日消防広第89号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 (主運用波の割当て)

(第32条関係)

周波数名	割当都道府県
主運用波1	青森県、栃木県、静岡県、京都府、広島県、佐賀県
主運用波2	宮城県、千葉県、長野県、大阪府、愛媛県、長崎県、沖縄県
主運用波3	山形県、埼玉県、愛知県、兵庫県、山口県、鹿児島県
主運用波4	北海道、福島県、東京都、岐阜県、和歌山県、鳥取県、福岡県
主運用波5	秋田県、茨城県、富山県、山梨県、滋賀県、徳島県、大分県
主運用波6	神奈川県、新潟県、福井県、奈良県、島根県、香川県、宮崎県
主運用波7	岩手県、群馬県、石川県、三重県、岡山県、高知県、熊本県

〇〇都道府県 〇〇災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

〇〇 年 月 日 時 分 現在

消防庁

災害対策本部(広域応援班 陸上・航空)

NTT回線	TEL	03-5253-7527	FAX	03-5253-7552
消防防災無線	TEL	90-49013	FAX	90-49036
地域衛星回線	TEL	048-500-90-49013	FAX	048-500-90-49036
メールアドレス	kinentai0119@soumu.go.jp			

現地派遣職員

派遣場所	職・氏名	TEL

〇〇都道府県

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
航空運用調整班	所属		職・氏名	
	TEL		FAX	

調整本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	
統括指揮支援隊長	所属		TEL	
	氏名			

政府現地対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	職・氏名		TEL	

〇〇市町村

災害対策本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
本部長	氏名		TEL	

指揮支援本部

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
指揮支援本部長	所属		TEL	
(指揮支援隊長)	氏名			

緊急消防援助隊

陸上

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

航空

ヘリベース(HB)

設置場所：

NTT回線	TEL		FAX	
消防防災無線	TEL		FAX	
地域衛星回線	TEL		FAX	
メールアドレス				
HB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
航空指揮支援本部長 (航空指揮支援隊長)	所属		TEL	
	氏名			
航空後方支 援隊長	所属		TEL	
	氏名			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

〇〇都道府県大隊

大隊長	所属		TEL	
	氏名			
統合機動 部隊長	所属		TEL	
	氏名			
後方支援本部	所属			
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

フォワードベース(FB) 設置場所：

FB指揮者	所属		TEL	
	職・氏名			
	所属		TEL	
	氏名			

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

(指揮支援部隊長、指揮支援本部長、航空指揮支援本部長、各部隊長又は大隊長等)

報告日時	〇〇 年 月 日 () 時 分 現在										
災害名											
活動場所	都道府県					市区町村					
活動内容	種別	時間		活動場所		活動概要(連携活動機関を含む)					
隊員の負傷		有 ・ 無		車両・資機材の損傷			有 ・ 無				
上記負傷、損傷の内容											
出動隊の状況	隊種別	隊数		隊員数		隊種別	隊数		隊員数		
	指揮支援隊	隊		人		特殊災害小隊	隊		人		
	指揮隊	隊		人		特殊装備小隊	隊		人		
	消火小隊	隊		人		その他の小隊	隊		人		
	救助小隊	隊		人		航空指揮支援隊	隊		人		
	救急小隊	隊		人		航空後方支援小隊	隊		人		
	通信支援小隊	隊		人		合計	隊		人		
救助・搬送人員	災害種別	火災		救助		救急			合計		
	件数	件		件		件		人			
	救助・搬送人数	人		人		人					
	総計(指揮支援隊が入力)	件		件		件		人			
宿営場所	名称					所在地					
翌日の活動予定	活動時間	時 分 ~ 時 分									
	活動場所										
	活動規模	隊数	隊		隊員数	人					
	活動内容										
報告者	消防本部					氏名					
	TEL										

緊急消防援助隊活動報告(日報)

消防庁長官 殿

災害名						応援 都道府県						ヘリベース						残時間		時間 分	
報告者等	所属				氏名				活動人員		パイロット 名		整備士 名		隊員 名						
	TEL				年 月 日 () 時 分現在						その他 名		計 名								
日付	出勤番号	機体名称	離陸時間	離陸場所	出勤場所 (空域)	着陸時間	着陸場所	出勤搭乗 人員数	出勤種別件数					搬送人員数				活動概要 (火災:散水回数・散水量を記載) (救助:救助方法を記載) (物資輸送:物資名、数量を記載)			
									火災	救助	救急	情報収集	輸送等	救助	救急	輸送					
																隊員	隊員以外				
合計																					
備考																					

3 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱

<資料1-17>

目次

第一章 総 則

第二章 消防広域応援体制の確立

第三章 費用負担

第四章 教育訓練

第五章 その他

第一章 総 則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号。以下「法」という。）

第43条に規定する非常事態時において、千葉県知事（以下「知事」という。）が千葉県広域消防相互応援協定に基づく広域応援部隊を運用するため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「千葉県消防広域応援隊」とは、前条に基づく非常事態時において知事の指示を受け被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行うことを任務とする広域応援部隊をいう。
- (2) 「被災地」とは、法第43条に規定する非常事態が発生した市町村をいう。
- (3) 「被災地消防本部」とは、被災地に係る消防本部をいう。
- (4) 「広域応援統括消防機関」とは、千葉県消防広域応援基本計画で定めるところにより、千葉県内の消防広域応援に係る消防機関の代表として、千葉県及び各消防機関との連絡調整及び情報交換を行う消防機関をいう。
- (5) 「応援市町村」とは、千葉県消防広域応援隊を出動させる又は出動させた市町村（一部事務組合を含む。以下同じ）をいう。
- (6) 「特殊災害」とは、毒性物質の発散、その他緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）で定める原因により生ずる特殊な災害及び大規模危険物火災等、又は航空機災害等で多数の要救助者の発生が見込まれる災害で、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする災害をいう。

(千葉県消防広域応援隊の登録)

第3条 知事は、千葉県消防広域応援基本計画に基づき登録された広域応援部隊を千葉県消防広域応援隊として登録するものとする。

2 登録する千葉県消防広域応援隊については、法第45条第4項の規定に基づき、緊急消防援助隊として登録されている消防部隊及び県内広域応援出動が可能な消防部隊とし、知事が別に定める。

3 知事は必要があると認めるときは、市町村長に対し前項の登録について協力を求めるものとする。

(千葉県消防広域応援隊の基本的な編成)

第4条 千葉県消防広域応援隊の基本的な出動編成については別図1のとおりとする。

2 基本的な部隊編成は、前条に登録された広域応援部隊のうち、被災地において行う応援に必要な部隊をもって編成する。(別表1)

第二章 消防広域応援体制の確立

(消防広域応援体制確立の指示)

第5条 知事は、法第43条に基づく非常事態時又はこれに準ずる大規模災害が発生した場合は、被災地の市町村長及び被災地消防本部の消防長並びに広域応援統括消防機関の消防長と協議し、緊急の必要があると判断したときは、応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に迅速な消防広域応援体制の確立を指示するものとする。(別記様式1)

なお、知事の指示基準は原則として次の各号によるものとする。

- (1) 被災地から緊急消防援助隊の要請があった場合。
- (2) 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランが発動された場合。
- (3) 本県が甚大な被害を被る大規模地震が発生した場合。
- (4) 特殊災害が発生し、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする場合。
- (5) 被災地及び被災地消防本部とのあらゆる情報連絡網が寸断されるなど、非常事態と認める場合。

2 前項の指示を受けた応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長は、速やかに広域応援部隊を出動させるものとする。

ただし、災害等により広域応援部隊が出動できない場合は、広域応援統括消防機関にその旨連絡するものとする。

3 千葉県消防広域応援隊の出動体制、指揮体制及び部隊運用等については、千葉県消防広域応援基本計画を準用するものとする。

4 情報連絡系統は、別図2のとおりとする。

5 要請手順は、別図3のとおりとする。

(消防広域応援体制の終了)

第6条 知事は、災害の推移により被災地の市町村長及び広域応援統括消防機関の消防長と協議し、消防広域応援体制の必要がなくなつたと判断したときは、千葉県消防広域応援隊による応援活動を終了させるものとする。

この場合、その旨を被災地の市町村長及び応援市町村の長並びに千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に速やかに通知するものとする。

第三章 費用負担

(千葉県消防広域応援隊の活動に係る費用負担)

第7条 第5条第1項に基づく指示を受けて出動した千葉県消防広域応援隊の活動により増加し又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、当該千葉県消防広域応援隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当等の負担区分は、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 千葉県の負担とするもの

ア 特殊勤務手当

イ 時間外勤務手当

ウ 管理職員特別勤務手当

エ 夜間勤務手当

オ 休日勤務手当

カ 旅費

キ 応援活動のために使用した当該応援隊の施設に係る修繕料

ク 役務費

ケ 当該応援活動のために使用したことにより、当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費

コ 応援活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料、その他の物件費

(2) 前号の応援活動に係る経費については、別に定めるところにより県が負担するものとする。

2 応援市町村の負担とするもの

(1) 公務災害補償に要する経費

(2) 被災地等への移動中及び被災地等からの帰還途中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

(3) 前項及び前各号以外の人件費その他の経費

3 被災地が負担とするもの

(1) 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町村に対して当該損害賠償を対象とした保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額。）ただし、応援市町村の重大な過失等に基づく損害賠償に要する費用は応援市町村の負担とする。

(2) 応援活動中に調達した化学消火薬剤等資機材費

4 前各項以外の費用は、原則として被災地の負担とする。

第四章 教育訓練

（教育訓練）

第8条 知事は、法第43条に基づく非常事態時における千葉県消防広域応援隊の常時即応体制を確保するとともに、技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、市町村及び消防機関の協力を得て千葉県消防広域応援隊の合同訓練を実施するものとする。

第五章 その他

（関係行政機関との連絡調整）

第9条 知事は、千葉県消防広域応援隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。（別表2）

（千葉県消防広域応援隊旗）

第10条 知事は、千葉県消防広域応援隊旗を千葉県消防広域応援隊の部隊に交付するものとする。

2 千葉県消防広域応援隊旗の制式については、知事が別に定める。

(その他)

第 11 条 その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 元年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 3 日から施行する。

千葉県消防広域応援隊 出動連絡

応援市町村の長
広域応援統括消防機関 消防長 様
千葉県消防広域応援隊登録消防機関 消防長

千葉県知事

年 月 日 時 分頃、市・町・村において、
下記のとおり消防組織法第 4 3 条の規定に基づく非常事態が発生したので、迅速
な消防広域応援体制を確立するよう指示します。

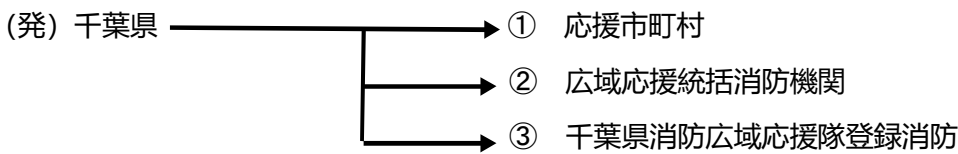
1. 発生日時 年 月 日 時 分頃

2. 発生場所 市・町・村

3. 災害種別 (災害内容)

4. その他

【要請方法】 (県防災行政無線 F A X 等による一斉要請)



基本的な部隊編成

別表1

部隊種類 災害種別		広域応援統括指揮隊	ブロック方面隊					航空部隊	水上部隊	特別災害対応部隊									
			ブロック方面指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊			特殊災害部隊			特殊装備部隊						
										毒劇物等対応隊	大規模危険物火災等対応隊	密閉空間火災等対応隊	震災対応特殊車両隊	その他特殊装備隊					
														はしご車隊	電源照明車隊	大型水槽車隊	空気ボンベ充填車隊	衛星通信装備隊	特別高度工作車隊
大規模地震災害		○	○	○	○	○	○				△	○	△	△	△	△	△	△	△
大規模風水害		○	○	○	○	○	○				△	△	△	△			△	△	△
大規模火災		○	○	○	○	○	○				△	△	△	△	△	△	△	○	
特殊災害	NBC災害	○								○					△	△	△	△	
	大規模危険物火災	○	△	△	△	△	△	○	△		○	△	△	△	△	△	△	△	
	大規模航空機事故災害	○	○	○	○	○	○	○			△	△	△	△	△	△	△	○	
	大規模列車事故災害	○	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△			△	○

【凡例】

○ 原則として出動

△ 災害状況に応じて出動

関係機関連絡先(情報連絡窓口)

別表2

1. 総務省消防庁

名 称	時間帯別	連絡要請 窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	消防防災無線 (電話)	消防防災無線 (FAX)	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク(FAX)	メールアドレス		
広域応援室	昼 間	広域応援室	03-5253-7569	03-5253-7537	120-90-49013	120-90-49033	048-500-90-49013	048-500-90-49033	kinentai0119@soumu.go.jp		
	夜間(休日)	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	120-90-49102	120-90-49036	048-500-90-49102	048-500-90-49036			

2. 千葉県

名 称	時間帯別	連絡要請 窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 FAX	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク(FAX)	メールアドレス	消防無線 呼出名称	広域応援時に使用 する無線局
防災危機管理部 防災対策課	昼 間	災害対策室	043-223-2175	043-222-1127	500-7319 500-7320	500-7298	012-500-7320	012-500-7298	bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp	ちばけんしょうぼう ちょうせいほんぶ	
	夜間(休日)	情報通信管理室	043-223-2178	043-222-5219	500-7225	500-7110	012-500-7225	012-500-7110			

3. 広域応援統括消防機関

消防機関	時間帯別	連絡要請 窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 FAX	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク(FAX)	メールアドレス	消防(局)本部 無線呼出名称	広域応援時に消防 (局)本部内で使用する 無線局
千葉市消防局	昼 間	警防課	043-202-1647	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	012-101-800-3111	012-101-800-3109	keibo.FPD@city.chiba.lg.jp	えんせいちばしょうぼう	ちば101
	夜間(休日)	指令課	043-202-1722	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669	012-101-800-3690	012-101-800-3669		遠制千葉消防	千葉101
		救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209			

関係機関連絡先

別表2
(R4.4.1現在)

4. 県内消防機関

ブロック及び構成消防本部 ☆印…統括消防機関 ◎印…幹事消防機関 ○印…幹事代行消防機関		連絡先	NTT回線		県防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		メールアドレス	消防(局)本部無線呼出名称	広域応援時に消防(局)本部内で使用する無線局
			電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX			
第1ブロック	☆千葉市消防局	昼間 警防課 夜間 指令課 救急課	043-202-1647 043-202-1722 043-202-1657	043-202-1654 043-202-1678 043-202-1659	101-800-3111 101-800-3690 101-800-3211	101-800-3109 101-800-3669 101-800-3209	012-101-800-3111 012-101-800-3690 012-101-800-3211	012-101-800-3109 012-101-800-3669 012-101-800-3209	keibo.FPD@city.chiba.lg.jp	えんせいちばしょうぼう 遠制千葉消防	ちば101 千葉101
	◎船橋市消防局	昼間 警防指令課 夜間 警防指令課	047-435-1190 047-435-1186	047-435-7878 047-432-8229	204-731	204-732	012-204-731	012-204-732	sho-keibo@city.funabashi.lg.jp	えんせいふなばししょうぼう 遠制船橋消防	ふなばし100 船橋100
	習志野市消防本部	昼間 警防課 夜間 警防課	047-452-1212	047-451-6569	605-721	605-722	012-605-721	012-605-722	keibou-f@city.narashino.lg.jp	えんせいにらしのしょうぼう 遠制習志野消防	ならしの1 習志野1
	○市原市消防局	昼間 警防救急課 夜間 警防救急課	0436-22-8117 0436-23-0119	0436-21-6874	219-731	219-732	012-219-731	012-219-732	keibou@city.ichihara.lg.jp	えんせいいちはらしょうぼう 遠制市原消防	いはらは501 市原501
	八千代市消防本部	昼間 警防課 夜間 警防課	047-459-7805	047-459-2446	608-721	608-722	012-608-721	012-608-722	keibou1@city.yachiyo.lg.jp shirei1@city.yachiyo.lg.jp	えんせいやちよししょうぼう 遠制八千代消防	やちよししょうぼう2 八千代消防2
第2ブロック	銚子市消防本部	昼間 消防総務課 夜間 通信情報班	0479-22-3296 0479-22-0119	0479-20-5085 0479-23-0119	602-721	602-722	012-602-721	012-602-722	cf-d-keibou2@city.choshi.lg.jp cf-d-honsho1@city.choshi.lg.jp	えんせいちょうししょうぼう 遠制銚子消防	ちょうし501 銚子501
	○成田市消防本部	昼間 指揮指令課 夜間 指揮指令課	0476-20-1593	0476-24-4828	211-731	211-732	012-211-731	012-211-732	keibo@city.narita.lg.jp shirei@city.narita.lg.jp	えんせいにりたしょうぼう 遠制成田消防	なりたほんぶ301 成田本部301
	旭市消防本部	昼間 警防課通信班 夜間 警防課通信班	0479-63-0119	0479-63-7769	621-721	621-722	012-621-721	012-621-722	asahi119-keibo@city.asahi.lg.jp asahi119-shirei@city.asahi.lg.jp	えんせいあさひしょうぼう 遠制旭消防	あさひほんぶ501 旭本部501
	四街道市消防本部	昼間 警防課 夜間 消防署指揮指令係	043-422-0119	043-423-7212	614-721	614-722	012-614-721	012-614-722	yshobokeibo@city.yotsukaido.lg.jp yshobosho@city.yotsukaido.lg.jp	えんせいやつかいどうしょうぼう 遠制四街道消防	よつかいどう501 四街道501
	富里市消防本部	昼間 通信班 夜間 通信班	0476-92-1311	0476-93-9949	618-721	618-722	012-618-721	012-618-722	syobo@city.tomisato.lg.jp tomisato-shirei@kjc.biglobe.ne.jp	えんせいとみさとしょうぼう 遠制富里消防	とみさと501 富里501
	栄町消防本部	昼間 通信指令室 夜間 通信指令室	0476-95-0119	0476-95-7630	629-721	629-722	012-629-721	012-629-722	shoubou@town.sakae.chiba.jp	えんせいさかえしょうぼう 遠制栄消防	さかえほんぶ501 栄本部501
	香取広域市町村圏事務組合消防本部	昼間 情報管理室 夜間 情報管理室	0478-52-0119	0478-52-1198	619-721	619-722	012-619-721	012-619-722	keibou@fd-katori.jp sirei_o@fd-katori.jp	えんせいかとりしょうぼう 遠制香取消防	かとり601 香取601
	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	昼間 警防課 夜間 警防課指令班	0479-72-0119	0479-72-1119	622-721	622-722	012-622-721	012-622-722	keibo@sosa119.jp shirei@sosa119.jp	えんせいそうさしょうぼう 遠制匝瑳消防	そうさほんぶ501 匝瑳本部501
	◎佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	昼間 指揮指令課 夜間 指揮指令課	043-481-1119	043-485-2310	625-721	625-722	012-625-721	012-625-722	keibouka@119-sys.jp shikishirei@119-sys.jp	えんせいさくらしょうぼう 遠制佐倉消防	さくらほんぶ703 佐倉本部703
	印西地区消防組合消防本部	昼間 指揮指令課 夜間 指揮指令課	0476-46-9981	0476-46-9986	626-721	626-722	012-626-721	012-626-722	keibou-inzaichiku@nifty.com shirei-inzaichiku@nifty.com	えんせいいんざいしょうぼう 遠制印西消防	いんざいほんぶ501 印西本部501

関係機関連絡先

別表2
(R4.4.1現在)

4. 県内消防機関

	ブロック及び構成消防本部 ☆印…統括消防機関 ◎印…幹事消防機関 ○印…幹事代行消防機関	連絡先	NTT回線		県防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		メールアドレス	消防(局)本部無線呼出名称	広域応援時に消防(局)本部内で使用する無線局
			電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX			
第3ブロック	○木更津市消防本部	昼間 警防課 夜間 作戦室	0438-23-9184 0438-22-0119	0438-23-9096 0438-22-0151	206-731	206-732	012-206-731	012-206-732	sho-keibo@city.kisarazu.lg.jp sho-shoubo@city.kisarazu.lg.jp	えんせいきさらずしょうぼう 遠制木更津消防	きさらず501 木更津501
	君津市消防本部	昼間 本署 夜間	0439-53-0119	0439-57-0119	611-723	611-722	012-611-723	012-611-722	kfd-somu@city.kimitsu.lg.jp kfd-honsho@city.kimitsu.lg.jp	えんせいきみつしょうぼう 遠制君津消防	きみつほんぶ501 君津本部501
	富津市消防本部	昼間 消防署 夜間	0439-88-0119	0439-88-6500	612-721	612-722	012-612-721	012-612-722	mb042@city.futtsu.lg.jp	えんせいふつつしょうぼう 遠制富津消防	ふつつ501 富津501
	袖ヶ浦市消防本部	昼間 警防課 夜間 指揮統制班	0438-64-0119	0438-62-9729	615-721	615-722	012-615-721	012-615-722	sfdkeibo@wing.ocn.ne.jp sfdshirei@miracle.ocn.ne.jp	えんせいそでがうしょうぼう 遠制袖ヶ浦消防	ひらかわ302 平川302
	安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	昼間 警防課 夜間	0470-22-2233	0470-22-2905	627-721	627-722	012-627-721	012-627-722	tuusin02@awakouiki.jp	えんせいあわしょうぼう 遠制安房消防	たてやま501 館山501
	長生郡市広域市町村圏組合消防本部	昼間 指揮情報係 夜間	0475-24-0119	0475-25-8448	623-721	623-722	012-623-721	012-623-722	fd.shirei@choseikouiki.jp	えんせいちようせいしょうぼう 遠制長生消防	ちようせいちゆうおう501 長生中央501
	◎山武郡市広域行政組合消防本部	昼間 指令課 夜間	0475-55-0119	0475-50-2501	628-721	628-722	012-628-721	012-628-722	fd.shirei@sanbukouiki-chiba.jp	えんせいさんぶしょうぼう 遠制山武消防	さんぶほんぶ 山武本部501
	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	昼間 警防課 夜間	0470-80-0119	0470-82-5000	624-721	624-722	012-624-721	012-624-722	shirei@isumi-fd.jp	えんせいいすみしょうぼう 遠制夷隅消防	いすみほんぶ202 夷隅本部202
第4ブロック	○市川市消防局	昼間 指令課 夜間	047-333-2118	047-335-8181	603-721	603-722	012-603-721	012-603-722	keibo@city.ichikawa.lg.jp shirei@city.ichikawa.lg.jp	えんせいいちかわしょうぼう 遠制市川消防	いちかわけいびほんぶ1 市川警備本部1
	◎松戸市消防局	昼間 警防課 夜間 情報通信課	047-363-1115 047-363-1117	047-363-1138 047-363-1140	604-721	604-722	012-604-721	012-604-722	mcfckeibou@city.matsudo.lg.jp mcfshirei@city.matsudo.lg.jp	えんせいまつどうしょうぼう 遠制松戸消防	まつどきよかほん2 松戸局可搬2
	野田市消防本部	昼間 通信室 夜間	04-7124-0119	04-7197-1411	208-731	208-732	012-208-731	012-208-732	syoukeibou@city.noda.lg.jp syouboushirei@city.noda.lg.jp	えんせいのだしようぼう 遠制野田消防	のだしけいたい1 野田対1
	柏市消防局	昼間 警防課 夜間 指揮統制課	04-7133-0117 04-7133-8793	04-7133-4000 04-7133-8795	606-721	606-722	012-606-721	012-606-722	keibo1@city.kashiwa.chiba.jp shikitosei@city.kashiwa.chiba.jp	えんせいかしわしょうぼう 遠制柏消防	かしわけいしょうぼう2 柏警防情報2
	流山市消防本部	昼間 消防防災課 夜間	04-7158-0151	04-7159-0889	607-721	607-722	012-607-721	012-607-722	shirei@city.nagareyama.lg.jp chushoubou@city.nagareyama.lg.jp	えんせいながれやましょうぼう 遠制流山消防	ながれやま201 流山201
	我孫子市消防本部	昼間 警防課 夜間 指揮統制室	04-7181-7701 04-7184-0119	04-7184-0120 04-7184-0165	609-721	609-722	012-609-721	012-609-722	abk_keibou@city.abiko.lg.jp abk_tsuushinshitsu@city.abiko.lg.jp	えんせいあびこしょうぼう 遠制我孫子消防	あびこほんぶ501 我孫子本部501
	鎌ヶ谷市消防本部	昼間 警防課 夜間 鎌ヶ谷消防署	047-444-3235 047-444-3221	047-445-1224 047-442-7119	610-721	610-722	012-610-721	012-610-722	honbukeibo@city.kamagaya.lg.jp shirei119@city.kamagaya.lg.jp	えんせいかまがやしょうぼう 遠制鎌ヶ谷消防	かまがやけいしょうざい1 鎌ヶ谷警防資材1
	浦安市消防本部	昼間 警防課 夜間 署指揮指令係	047-304-0119	047-352-3597	613-721	613-722	012-613-721	012-613-722	fd.keibo@city.urayasu.lg.jp fd.sho@city.urayasu.lg.jp	えんせいうらやしょうぼう 遠制浦安消防	うらやす1 浦安1

別表2

(R4.4.1現在)

関係機関連絡先

5. 千葉県内市町村

支部・地域振興事務所別	市町村	時間 帯別	連絡窓口	NTT		県防災行政無線(012:地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	FAX	電話	FAX	
千葉支部	千葉市	昼間	危機管理課	043-245-5151	043-245-5597	100-721	100-722	千葉市消防局
		夜間						
	市原市	昼間	危機管理課	0436-23-9823	0436-23-9556	219-721	219-722	市原市消防局
		夜間	守衛室	0436-22-1111	-			
葛南地域 振興事務所	市川市	昼間	危機管理課	047-712-8563	047-712-8791	203-721.723.724	203-722	市川市消防局
		夜間	守衛室	047-712-8691	-			
	船橋市	昼間	危機管理課	047-436-2032	047-436-2030	204-721.795	204-722	船橋市消防局
		夜間	(船橋消防)	047-435-1186	047-432-8229			
	習志野市	昼間	危機管理課	047-453-9211	047-453-9386	216-721.723	216-722	習志野市消防本部
		夜間						
	八千代市	昼間	危機管理課	047-483-1151	047-483-1094	221-721.723	221-722	八千代市消防本部
		夜間	守衛室	047-483-1151	-			
	浦安市	昼間	危機管理課	047-351-1111	047-355-6239	227-721	227-722	浦安市消防本部
		夜間	守衛室	047-351-1111	047-381-4028			
東葛飾地域 振興事務所	松戸市	昼間	総務部危機管理課	047-366-7309	047-368-0202	207-721.723	207-722	松戸市消防局
		夜間	守衛室	047-366-7300	047-364-3295			
	野田市	昼間	防災安全課	04-7136-1779	04-7123-1737	208-721	208-722	野田市消防本部
		夜間	守衛室	04-7125-1111	04-7123-1737			
	柏市	昼間	防災安全課	04-7167-1115	04-7163-2188	217-721	217-722	柏市消防局
		夜間	守衛室	04-7167-5551				
	流山市	昼間	防災危機管理課	04-7150-6312	04-7158-6696	220-721	220-722	流山市消防本部
		夜間	財産活用課	04-7158-1180	-			
	我孫子市	昼間	市民安全課	04-7185-1843	04-7185-5777	222-721	222-722	我孫子市消防本部
		夜間						
	鎌ヶ谷市	昼間	安全対策課	047-498-5240	047-498-5241	224-721	224-722	鎌ヶ谷市消防本部
		夜間						

別表 2

関係機関連絡先

5. 千葉県内市町村

(R3.4.1 現在)

支部・地域振興事務所別	市町村	時間 帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線(0 1 2 : 地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	F A X	電話	F A X	
印旛地域 振興事務所	成田市	昼間	危機管理課	0476-20-1523	0476-20-1687	211-721	211-722	成田市消防本部
		夜間	守衛室	0476-22-1111				
	佐倉市	昼間	危機管理課	043-484-6131	043-486-2502	212-721	212-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部
		夜間	守衛室	043-484-1111				
	四街道市	昼間	危機管理室	043-421-6102	043-424-8922 043-423-7212	228-721	228-722	四街道市消防本部
		夜間	(四街道消防)	043-422-0119				
	八街市	昼間	防災課	043-443-1119	043-444-0815	230-721	230-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部
		夜間		080-1169-7373				
	印西市	昼間	防災課危機管理室	0476-33-4428	0476-42-7242	231-721	231-722	印西地区消防組合 消防本部
		夜間	守衛室	0476-42-5111				
香取地域 振興事務所	白井市	昼間	危機管理課	047-401-4650	047-491-3554	232-721. 723	232-722	印西地区消防組合 消防本部
		夜間		080-7484-5946				
	富里市	昼間	防災課	0476-93-1114	0476-93-9954	233-721	233-722	富里市消防本部
		夜間	警備室	0476-93-1111				
	酒々井町	昼間	総務課	043-496-1171	043-496-5455	322-721	322-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部
		夜間						
	栄町	昼間	安全対策推進室	0476-95-1111	0476-95-4274 0476-95-7630	329-721 629-721	329-722 629-722	栄町消防本部
		夜間	栄消防	0476-95-0119				
香取地域 振興事務所	香取市	昼間	総務部総務課	0478-50-1201	0478-52-4566 -	209-721. 723	209-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	財政課	0478-54-1111				
	神崎町	昼間	総務課	0478-72-2111	0478-72-2110 0476-24-4368	342-721. 723	342-722	成田市消防本部
		夜間	(成田消防)	0476-20-1593				
	多古町	昼間	総務課	0479-76-2611	0479-76-7144 0478-52-1198	347-721	347-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	(香取広域消防)	0478-52-0119				
海匝地域 振興事務所	東庄町	昼間	総務課	0478-86-1111	0478-86-2312 0478-52-1198	349-721	349-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	(香取広域消防)	0478-52-0119				
	銚子市	昼間	危機管理室	0479-24-8193	0479-25-0277	202-721	202-722	銚子市消防本部
		夜間	警備員室	0479-24-8181				
	旭市	昼間	総務課	0479-62-5311	0479-63-4946	215-21. 723. 724	215-722	旭市消防本部
		夜間	警備員室	0479-62-1212				
海匝地域 振興事務所	匝瑺市	昼間	総務課	0479-73-0084	0479-72-1114	214-721. 723	214-722	匝瑺市横芝光町 消防組合消防本部
		夜間						

別表 2

関係機関連絡先

5. 千葉県内市町村

(R3.4.1 現在)

支部・地域振興事務所別	市町村	時間 帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線(O 1 2 : 地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	F A X	電話	F A X	
長生地域 振興事務所	茂原市	昼間 夜間	総務課 宿直室	0475-23-2111 0475-23-2111	0475-20-1602	210-721	210-722	長生郡市広域市町村 圏組合消防本部
	一宮町	昼間 夜間	総務課	0475-42-2111	0475-42-2465	421-721	421-722	長生郡市広域市町村 圏組合消防本部
	睦沢町	昼間 夜間	総務課 宿直室	0475-44-2500 0475-44-1111	0475-44-1729	422-721	422-722	長生郡市広域市町村 圏組合消防本部
	長生村	昼間 夜間	総務課	0475-32-2111	0475-32-1194	423-721	423-722	長生郡市広域市町村 圏組合消防本部
	白子町	昼間 夜間	総務課 宿直室	0475-33-2110 0475-33-2111	0475-33-4132	424-721	424-722	長生郡市広域市町村 圏組合消防本部
	長柄町	昼間 夜間	総務課 宿日直室	0475-35-2111	0475-35-4732	426-721	426-722	長生郡市広域市町村 圏組合消防本部
	長南町	昼間 夜間	総務課総務室 宿日直室	0475-46-2111	0475-46-1214	427-721 427-723	427-722	長生郡市広域市町村 圏組合消防本部
山武地域 振興事務所	東金市	昼間 夜間	消防防災課 警備	0475-50-1226 0475-50-1111	0475-50-1299	213-721	213-722	山武郡市広域行政組 合消防本部
	山武市	昼間 夜間	消防防災課 警備室	0475-80-1116	0475-82-2107	236-721	236-722	山武郡市広域行政組 合消防本部
	大網白里市	昼間 夜間	安全対策課 警備員	0475-70-0303	0475-72-8454	402-721. 723	402-722	山武郡市広域行政組 合消防本部
	九十九里町	昼間 夜間	総務課 警備員室	0475-70-3107	0475-70-3188	403-721	403-722	山武郡市広域行政組 合消防本部
	芝山町	昼間 夜間	総務課 警備員室	0479-77-3903	0479-77-3957	409-721	409-722	山武郡市広域行政組 合消防本部
	横芝光町	昼間 夜間	環境防災課 警備員	0479-84-1216	0479-84-2713	381-721	381-722	匝瑳市横芝光町 消防組合消防本部
夷隅地域 振興事務所	勝浦市	昼間 夜間	総務課 警備室	0470-73-6640 0470-73-1211	0470-73-3937	218-721	218-722	夷隅郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
	いすみ市	昼間 夜間	危機管理課 宿日直室	0470-62-2000 0470-62-1111	0470-63-1252	234-721. 723	234-722	夷隅郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
	大多喜町	昼間 夜間	総務課	0470-82-2111 -	0470-82-4461	441-721	441-722	夷隅郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
	御宿町	昼間 夜間	総務課	0470-68-2511	0470-68-3293	443-721	443-722	夷隅郡市広域市町村 圏事務組合消防本部

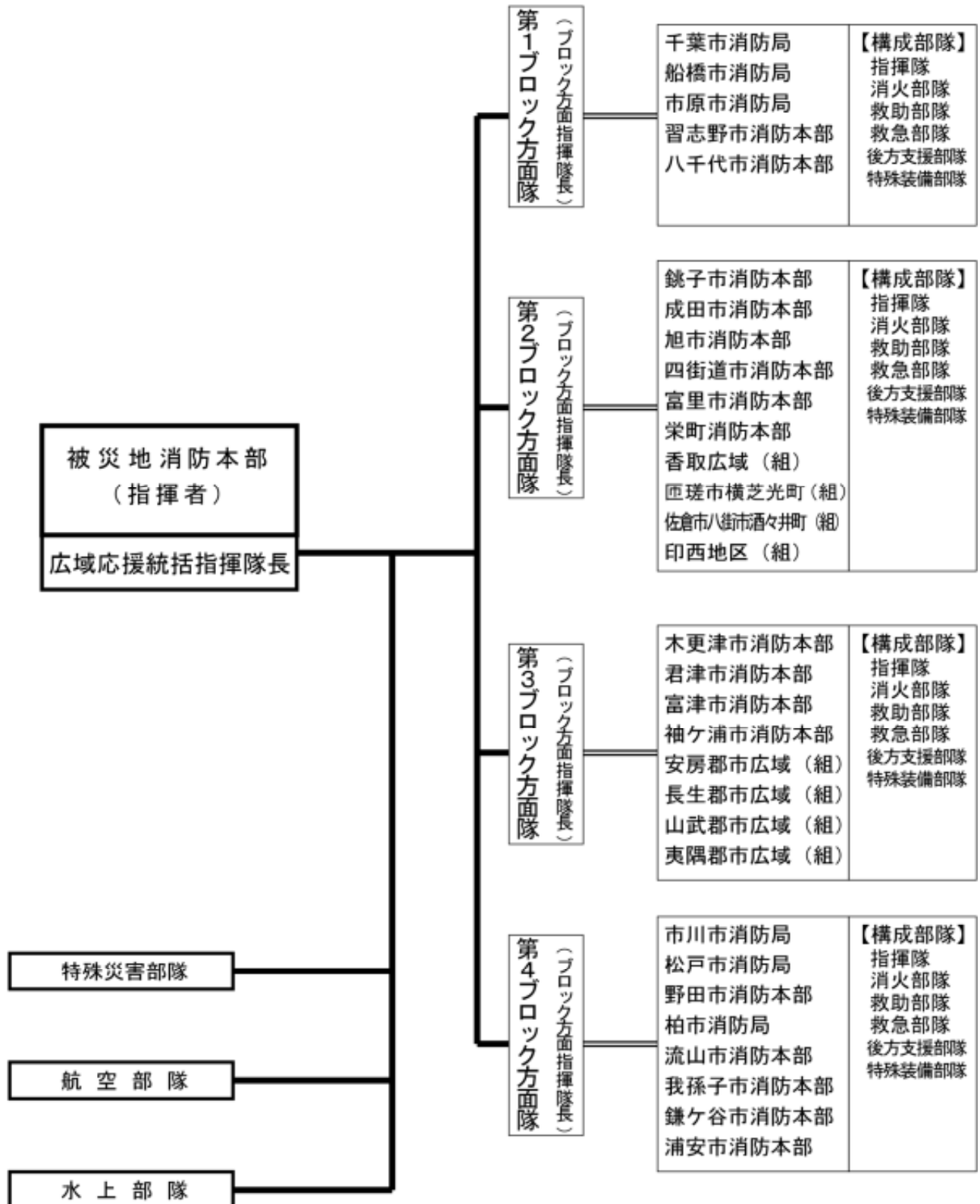
別表 2

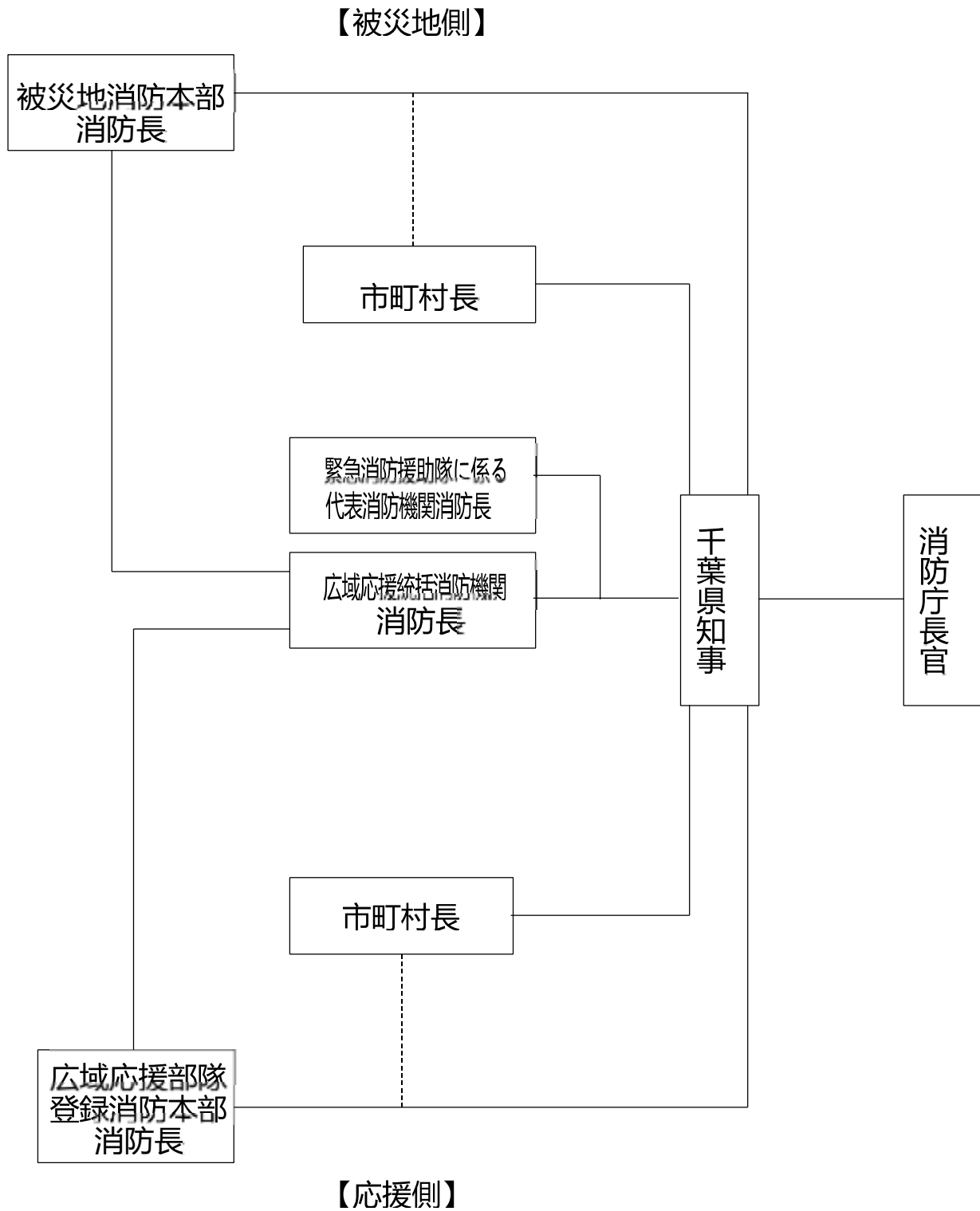
関係機関連絡先

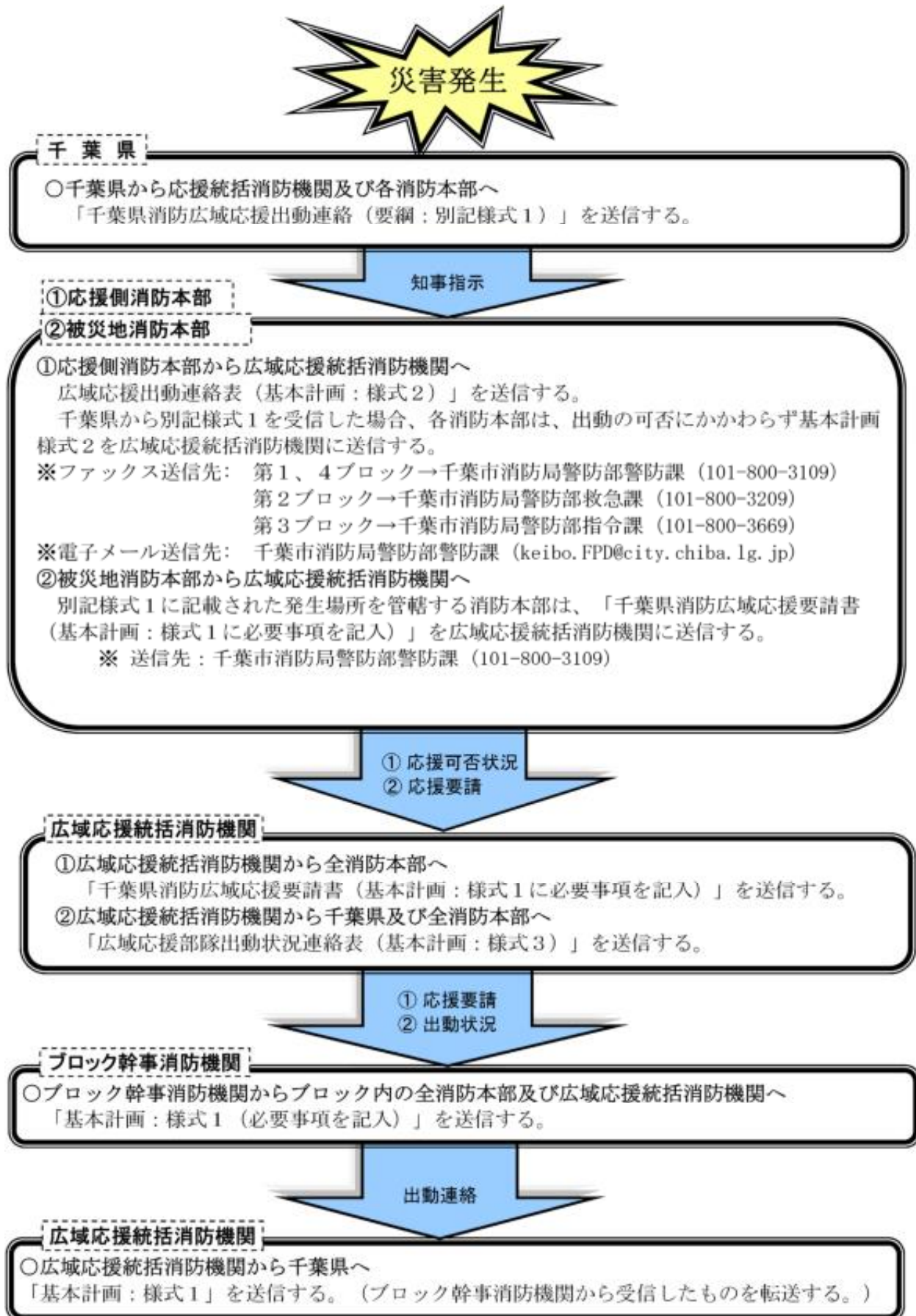
5. 千葉県内市町村

(R3. 4. 1 現在)

支部・地域振興事務所別	市町村	時間 帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線(0 1 2 : 地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	F A X	電話	F A X	
君津地域 振興事務所	木更津市	昼間	危機管理課	0438-23-8194	0438-25-1351	206-721. 723	206-722	木更津市消防本部
		夜間	守衛室	0438-23-7111	-			
	君津市	昼間	危機管理課	0439-56-1290	0439-56-1404	225-721	225-722	君津市消防本部
		夜間	警備室	0439-56-1453				
	富津市	昼間	防災課	0439-80-1266	0439-80-1350	226-721. 723	226-722	富津市消防本部
		夜間	警備室		-			
	袖ヶ浦市	昼間	防災安全課	0438-62-2119	0438-62-5916	229-721	229-722	袖ヶ浦市消防本部
		夜間	守衛日直室					
安房地域 振興事務所	館山市	昼間	危機管理課	0470-22-3442	0470-22-8901	205-721	205-722	安房郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0470-22-3111	0470-23-3115			
	鴨川市	昼間	危機管理課	04-7093-7833	04-7093-3626	223-721	223-722	安房郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
		夜間	警備員室	04-7092-1111	04-7093-7851			
	南房総市	昼間	消防防災課	0470-33-1052	0470-33-2323	235-721	235-722	安房郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室					
	鋸南町	昼間	総務企画課総務管理室	0470-55-4801	0470-55-1342	463-721	463-722	安房郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0470-55-2111				





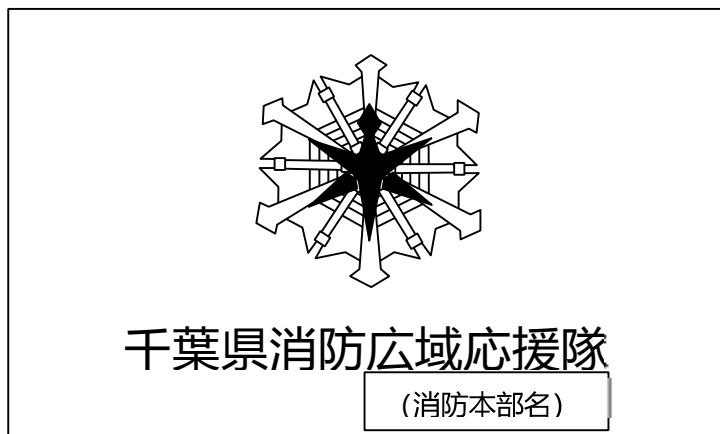


千葉県消防広域応援隊旗の制式

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第

10条第2項の規定に基づき、千葉県消防広域応援隊旗の制式を次のとおり定める。

1 千葉県消防広域応援隊旗



サイズ 縦70cm×横100cm

彩色地 水色

県章 黒

消防章 黄

文字 千葉県消防広域応援隊 赤

2 広域応援統括指揮隊旗



サイズ 縦 70 cm×横 100 cm

彩色地 白

県章 黒

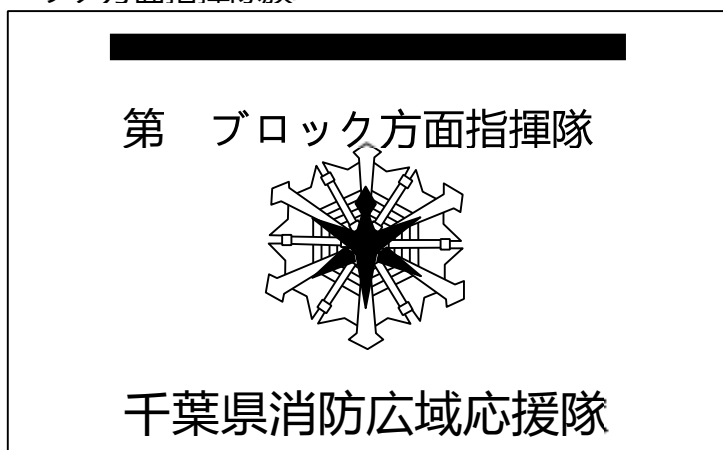
消防章 黄

文字 広域応援統括指揮隊 黒

千葉県消防広域応援隊 赤

線 黄 4本

3 ブロック方面指揮隊旗



サイズ 縦 70 cm×横 100 cm

彩色地 白

県章 黒

消防章 黄色

文字 第 ブロック方面指揮隊 黒

千葉県消防広域応援隊 赤

線 黄 1本

千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式

消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第１１条に基づく、その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項として、千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式を次のとおり定める。

（平成２３年９月２０日 防第５１５号）

１ 広域応援統括指揮隊腕章

（１）広域応援統括指揮隊長



アサイズ 縦１１ｃｍ×横４５ｃｍ

イ 彩色

（ア）地 白色（反射素材）

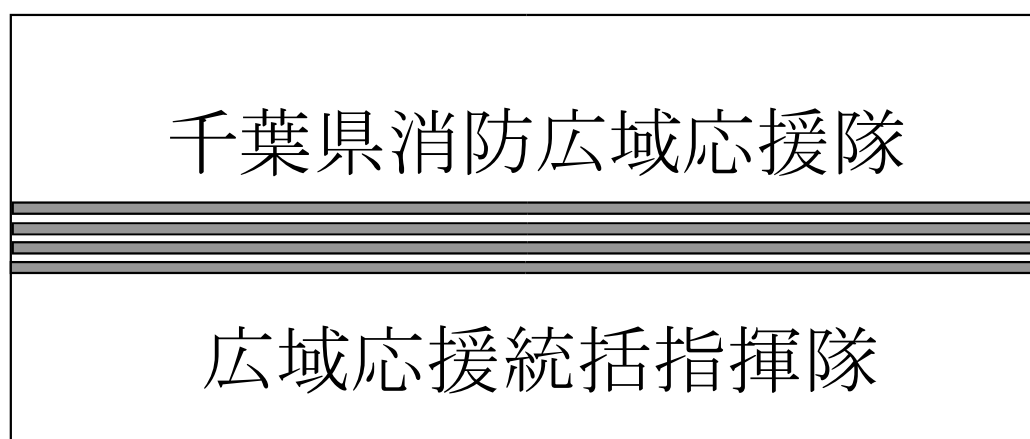
（イ）県記章 黒色

（ウ）消防章 黄色

（エ）文字 黒色

（オ）線 赤色（４本）

（２）広域応援統括指揮隊員



アサイズ 縦１１ｃｍ×横４５ｃｍ

イ 彩色

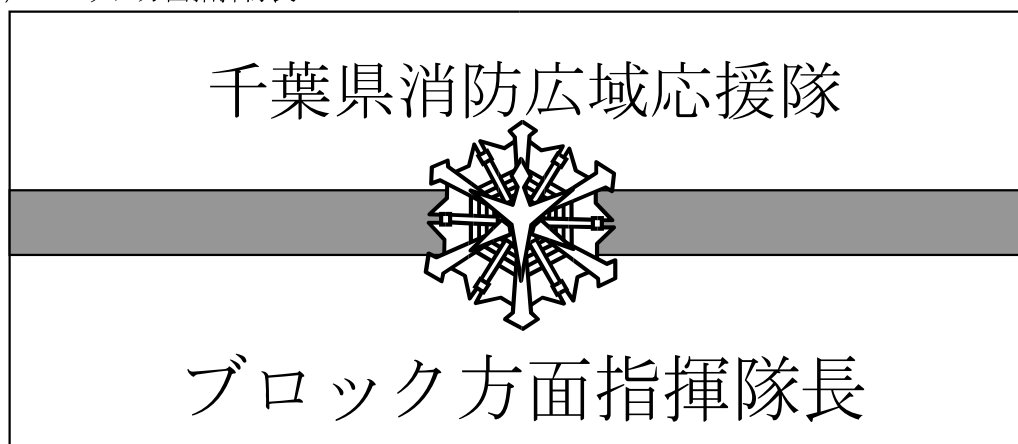
（ア）地 白色（反射素材）

（イ）文字 黒色

（ウ）線 赤色（４本）

2 ブロック方面指揮隊腕章

(1) ブロック方面指揮隊長



ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

(ア) 地 白色（反射素材）

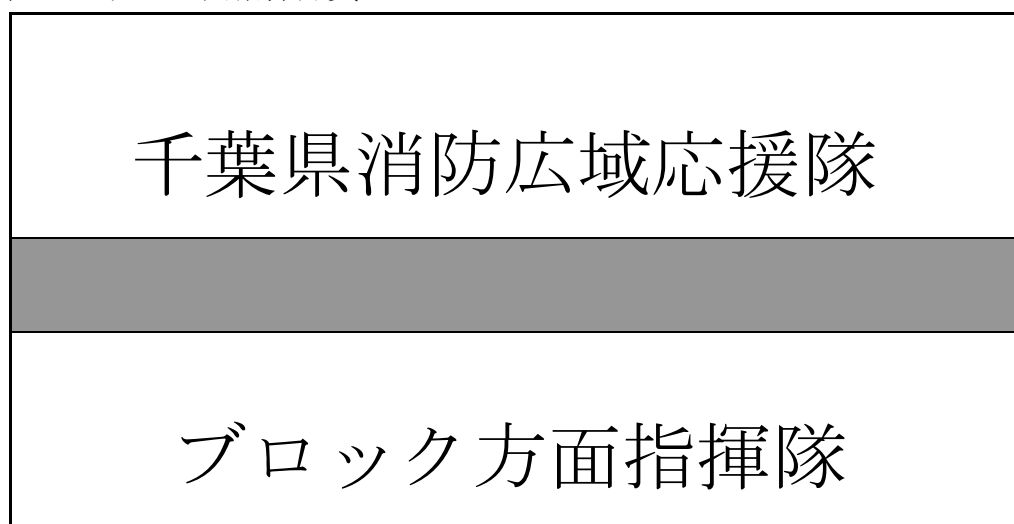
(イ) 県記章 黒色

(ウ) 消防章 黄色

(エ) 文字 黒色

(オ) 線 赤色（1本）

(2) ブロック方面指揮隊員



ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

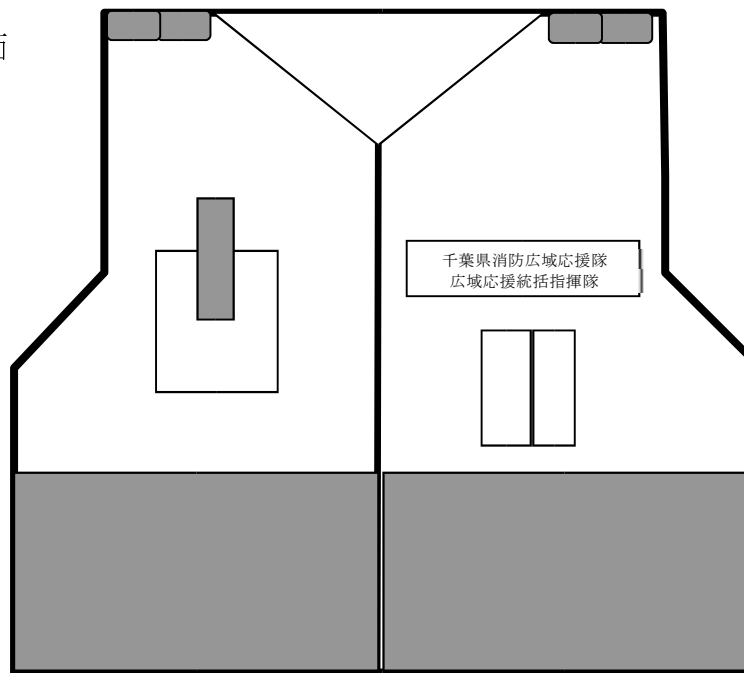
(ア) 地 白色（反射素材）

(イ) 文字 黒色

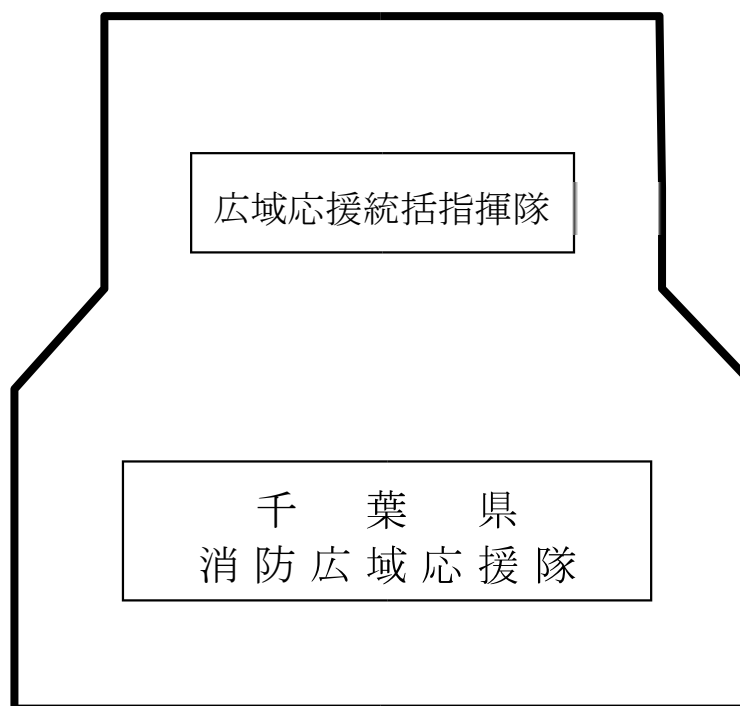
(ウ) 線 赤色（1本）

3 広域応援統括指揮隊ベスト

・前面



・背面



(1) 彩 色（生地：メッシュ素材）

紺色、オレンジ色（前面下部）

(2) 名入れ（左胸・背面上下の3箇所）

ア 地 灰色（反射素材）

イ 文字 黒色

4 沿岸地域における津波警戒の徹底について＜資料１－１８＞

平成 11 年 7 月 12 日
津波対策関係省庁連絡会議
内閣官房
内閣府
警察庁
防衛庁
総務省
消防庁
農林水産省
国土交通省
気象庁
海上保安庁

一部改正 平成 13 年 1 月 6 日

日本海中部地震及び北海道南西沖地震の経験に鑑み、津波に対する防災体制の点検、防災意識の向上等、津波に対する警戒を全国的に強化するため、関係省庁は、津波警報関係省庁連絡会議を設置し、平成 5 年 11 月 24 日、「沿岸地域における津波警戒の徹底について」を申し合わせたところである。

この申し合わせに基づき、関係省庁は所要の措置を講じ、津波に対する警戒の徹底を図ってきたところであるが、平成 5 年の申し合わせ後の技術の進展を踏まえると共に、津波に対する事前の備えや避難、救助体制の重要性を鑑み、今後も津波対策を総合的に推進していく必要がある。このため、関係省庁は津波警報関係省庁連絡会議を発展させた津波対策関係省庁連絡会議を設置し、その対策について協議を行ったところであり、協議の結果を下記のとおり申し合わせる。

また、関係省庁は、この申し合わせ事項の周知徹底及び地域の実態に即した津波対策の確立について、それぞれ関係機関に対し、引き続き指導するものとする。さらに、関係省庁は、津波対策全般について、引き続き調査、検討を実施し、所要の措置を講ずるものとする。

なお、平成 5 年 11 月 24 日付け申し合わせ「沿岸地域における津波警戒の徹底について」は廃止するものである。

記

1. 事前の備え

(1) 津波防災対策

国、都道府県及び市町村は、気象庁の津波予報に対応した津波災害応急対策を実施するための準備を行う。

なお、都道府県及び市町村は、浸水予測図を活用する等、地域の実情に応じた津波対策を検討し、住民に対して周知を図る。

(2) 防災施設の整備

海岸、河川における堤防、水門等の防災施設の整備を推進する。また、地域の実情に応じて潮位、波高等の観測及び情報処理システムの整備を推進し、それらを活用した津波防災施設の

高度化を図る。

(3) 防災訓練

津波に備えて常日頃から地域防災計画等に基づき、地域住民等と連携した防災訓練に努める。

2. 津波警報

(1) 津波警報発表の迅速化

気象庁は、津波警報等の発表の一層の迅速化を図り、近海で発生する地震については、地震発生後2～3分程度で津波警報等の発表を行うことを目標として所要の措置を講ずる。

(2) 津波警報伝達の迅速化、確実化

所定の伝達経路及び伝達手段を点検し、隘路を把握し、津波警報がより迅速に市町村に伝達されるよう改善措置を講ずる。

ア 気象庁から都道府県を通じ市町村への津波警報の伝達は、中継点を少なくし、伝達の迅速化、確実化を図るとともに、気象庁、都道府県、報道機関等関係機関は、オンラインや衛星を活用した緊急通信基盤の整備を進める。

イ 警察庁は、市町村への通知を、原則として、警察署から行うこととする。

ウ 休日、夜間、休憩時等における津波警報伝達の確実化を図るため、関係機関は、要員の確保等の防災態勢を強化する。

エ 津波警報、避難勧告・指示等の伝達については、関係機関は、あらかじめ漏れのないよう系統、伝達先を再確認しておくものとする。この場合、多数の人出が予想される漁港、港湾、船だまり、ヨットハーバー、海水浴場、釣り場、海浜の景勝地等行楽地、養殖場、沿岸部の工事地区等については、あらかじめ沿岸部の多数者を対象とする施設の管理者（漁業協同組合、海水浴場の管理者等）、事業者（工事施工者等）、及び自主防災組織と連携して、これらの者の協力体制を確保するように努めるとともに、日頃より過去の実例等により啓発活動を行うよう努めるものとする。

(3) 情報・通信手段の確保

広範かつ確実の津波警報の伝達を図るため、情報・通信手段の多様化、確実化を図る。

ア 海浜にでかけるときは、ラジオ等を携行し、津波警報、避難勧告・指示等の情報を聴取するよう指導する。

イ 放送局が発射する特別の信号を受信し、テレビやラジオのスイッチが自動的に入り津波警報等の情報を受信することができる、緊急警報放送システムの受信機の普及を図る。

ウ 住民等に対する津波警報等の伝達手段として市町村防災行政無線（同報系無線）の整備を推進するとともに、サイレン、半鐘等多様な手段を活用することにより、海浜地への警報伝達の範囲の拡大に努める。

エ 防災関係機関相互の迅速かつ的確な津波警報等災害情報の収集伝達を行うため、①都道府県防災行政無線、②市町村防災行政無線（移動系無線、地域防災無線）及び、③市町村、警察署、消防署、海上保安部署等の防災機関が災害現場で相互に通信するものとしての防災相互通信用無線の整備を引き続き推進する。また、船舶については、特に、小型漁船を重点として、無線機の設置を促進する。

オ 重要通信の確保の対象機関（電気通信事業法施行規則第56条に掲げる機関）については、災害時の被害状況把握・迅速な救援活動等に資するため、総務省がその機関を具体的に指定する。

(4) 津波警報伝達等訓練の実施

地域毎に関係機関合同の津波警報等伝達訓練を実施し、通信機器等に関する不慣れの解消、誤伝達・伝達漏れの防止等を図る。

この訓練は、報道機関の放送による津波警報の伝達等を取り入れ、実践的に行うこととする。

3. 避難

(1) 津波警戒の呼びかけ

「強い地震等を感じたら、住民等は海浜から離れ安全な場所に避難すること、船舶は港外に避難すること」を基本として、別紙広報文の例により、津波警戒に関する周知徹底を図るものとする。

政府又は関係省庁における通常広報、防災週間広報、県市町村広報等を活用して周知徹底を期する。

(2) 避難勧告・指示

ア 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、市町村長は、必要と認める場合、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。

イ 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、市町村長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市町村長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。

(3) 避難場所

ア 避難場所・避難路については、浸水域を想定し、地形・標高等の地域特性を十分に配慮した整備を図る。避難場所としては、公共施設の他、地域特性を考慮して、民間ビルの活用など種々の検討を行い、より効果的な配置となるよう努める。

イ 地域防災計画に定める避難場所や避難路について、当該地域を管轄する国の機関は、あらかじめ把握しておき、実践的な支援対策を検討しておく。

(4) 災害弱者及び外来者の避難

ア 災害弱者の避難を補助するため、自主防災組織、消防団、近隣者を含めた避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておく。

イ 観光地や海水浴場等外来者の多い場所では、駅・宿泊施設・行楽地に住民用浸水予測図の掲示、避難場所・避難路の誘導表示などにより、周知を図る。

(5) 被害状況の把握・共有化

ア 被害状況を映像として早期把握することができるよう、ヘリコプター及び画像伝送システムの整備を推進する。また、様々な通信手段を用いた、ネットワーク化された情報システム構築の検討を進め、防災情報・被害情報の共有化を図る。

イ 救助にあたっては、関係省庁相互の情報を生かし、防災機関との連携を図る。

(別紙)

津波に対する心得

<一般編>

- 1 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 4 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

<船舶編>

- 1 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避^{注)}する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐ港外退避^{注)}する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 4 港外退避^{注)}できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

注) 港外：水深の深い、広い海域。港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

5 災害時等における道路法の許可等に関する事務取扱いについて＜資料 1－19＞

千葉県において災害、大規模事故等により、電気、ガス、上下水道、電気通信施設、無線通信施設等のライフライン施設（以下、「施設」という。）が被災又は被災する急迫した危険があり、災害救助、早期復旧、防災等を目的とした工事その他の措置を事業者が緊急に講じる必要が生じた場合における、道路法による許可等に関する事務取扱いについて定める。

なお、国、近隣都県政令市又は市町村の管理する道路上の施設が被災し、救援のために必要な緊急の措置が要請された場合についても、同様の取扱いをすることができるものとする。

1 対象とする道路

道路法に基づき、千葉県が道路管理者として管理する一般国道及び県道（道路予定区域、管理期間中の廃道敷を含む）について対象とする。

なお、県境または千葉市境にかかる道路については、隣接都県市との協定により千葉県が管理することとされている区間を含め、隣接都県市が管理することとされている区間を除外する。

また、道路整備特別措置法により、千葉県道路公社が道路管理者の権限代行をしている有料道路を除外する。

2 事後申請

施設の復旧工事等を施工する際の道路法の下記手続きについては、災害時等の緊急性からやむをえないと認められる場合に限り、事後申請とする。

事業者は、工事実施箇所等について、可能な限り着工の前日（その日が閉庁日の場合は直前の閉庁日）午後 5 時 30 分までに、県土整備部道路環境課又は工事実施箇所等を管轄する土木事務所に連絡する。

- (1) 第 24 条 道路管理者以外の者の行う工事の承認
- (2) 第 32 条 道路の占用の許可（同条第 3 項の変更許可を含む）
- (3) 第 47 条の 2 特殊車両の通行許可

なお、第 36 条第 1 項ただし書きにより、計画書の事前提出は要しない。

また、道路交通法第 77 条第 1 項による道路の使用許可が必要な占用工事について、道路法 32 条第 5 項による道路管理者から警察署長への協議が事後にならざるをえない場合においては、事業者から警察署長に事前着工の承諾を得ておくものとする。

3 復旧工事等の施工方法

(1) 仮復旧の材料等

施設の復旧工事を施工する際の道路掘削後の仮復旧については、常温合材、発生路盤及び発生土を使用することができる。

(2) 仮設工法の採用等

本支管及び引込管については、各種技術基準による一時的な仮設工法（路上端露出配管、浅層埋設等）を必要に応じ採用することができる。

(3) 廃止管の一時残置

前項に定める仮設工法により廃止になる本支管線及び引込管線について、本埋設が可能になる時期まで一時的に残置することができる。

(4) 資機材置場等の提供

施設の復旧工事に伴い発生する残土、廃材（骨材、ガラ、ケーブル等）及び資機材等の仮置きについて、道路管理者が指定する臨時の場所がある場合は、事業者は承認を得て無償で使用する事ができる。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の法令及び条例を遵守すること。

(5) 緊急輸送道路の通行確保

緊急輸送道路の占用工事にあたっては、緊急車両の通行確保について、十分な配慮をするものとする。

4 事後処理関連事項

ライフライン機能仮復旧後の施設の本埋設に関する許可手続き及び道路の本復旧方法について、事業者は道路管理者と協議の上決定する。

5 紛争解決

この事務取扱いによって施工した工事によって、二次災害、事故、紛争その他の問題が生じた場合には、事業者の責任において解決を図るとともに、経過について速やかに道路管理者に報告するものとする。

6 その他の事項

この事務取扱いにない事項又はこの事務取扱いの解釈に疑義が生じた場合は、道路管理者と事業者が別途協議する。

7 施行日

この事務取扱いは、平成21年6月1日より施行する。

6 千葉県国土強靱化地域計画の概要＜資料１－２０＞

千葉県国土強靱化地域計画の概要

○計画の趣旨

- ・本計画は、大規模自然災害が発生しても社会経済システムが機能不全に陥らない、迅速かつ従前より強靱な姿で復興が可能な千葉県を、市町村、民間事業者、県民等、各主体の参画・連携のもと、作り上げるために策定した（令和４年３月修正）。
- ・国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関して、本県の様々な分野の計画等の指針となるべきものである。
- ・重要業績指標の目標値を用いて進捗状況を把握するとともに、概ね５年ごとに見直しを行う。

○基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも、

- Ⅰ. 人命の保護が最大限図られること
- Ⅱ. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- Ⅲ. 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- Ⅳ. 迅速な復旧復興

基本目標をより具体化した事前目標を設定

○事前に備えるべき目標

４つの基本目標を基に、大規模自然災害を想定して、より具体化し、達成すべき目標として８つの「事前に備えるべき目標」を設定 例：・直接死を最大限防ぐ

・経済活動を機能不全に陥らせない など

８つの目標を達成する上で課題となる最悪の事態を設定

○４.２の「起きてはならない最悪の事態」

本県の地域特性等を踏まえ、４.２の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定

例：

- ・住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
- ・突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
- ・電力供給ネットワークや都市ガス供給、石油・ＬＰガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止

○脆弱性評価

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の脆弱性を分析・評価

（評価結果の例）

最悪の事態：住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

評価結果：社会教育施設（県立体育施設を除く）の耐震化率は９２．６％（令和３年４月１日時点）である。避難所等に利用されることもあるため、さらに耐震化を促進する必要がある。

最悪の事態を避けるための施策を検討

○強靱化の推進方針の策定

脆弱性評価結果に基づき、今後強靱化を進めるために必要となる施策の推進方針を策定・・・４.５.１施策（再掲含む）

（施策の例）

- ・住宅・建築物の耐震化の促進
- ・民間企業におけるBCPの策定促進
- ・水害に強い地域づくり（河川）
- ・大規模停電対策

計画の進捗状況を把握するため、可能な限り重要業績指標（KPI）（住宅の耐震化率など）を設定・・・６.５指標

7 震度 4、気象警報等における災害対応機関一覧<資料 1－21>

地域防災計画に基づく災害対策本部設置前の配備の有無によらず、県の各部局が独自に行う災害対応業務については以下のとおり。

【地震】

部局	対応基準	対応内容	配備課等
防災危機管理部	県内で震度 4 を観測したとき	宿日直者による情報収集。	
農林水産部	県内で震度 4 を観測したとき	一部の農業用ダムとため池の、点検結果の収集と報告等。	【本庁】 耕地課 【出先】 農業事務所※
県土整備部	県内で震度 4 を観測したとき	道路・河川・海岸・急傾斜・ダム・港湾等の点検。	【本庁】 県土整備政策課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課※ 市街地整備課※ 公園緑地課※ 下水道課※ 【出先】 土木事務所※ 港湾事務所※ 北千葉道路建設事務所※ ダム管理事務所※ 区画整理事務所※ 下水道事務所※ 一宮改修事務所※
企業局	県内で震度 4 を観測したとき	浄給水場・ダムの点検。	【本局】 計画課※ 浄水課※ 給水課※ 【出先】 全浄給水場※(水道事業) 全水道事務所・支所※ (水道事業) 千葉工業用水道事務所※ 君津工業用水道事務所※

※管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。

【風水害】

部局	対応基準	対応内容	配備課等
県土整備部	水防計画や各施設管理者の基準による。	道路・河川・海岸・急傾斜・港湾・ダム等の点検。	【本庁】 県土整備政策課 道路計画課 道路整備課 道路環境課 河川整備課 河川環境課 港湾課※ 市街地整備課※★ 公園緑地課※★ 下水道課※★ 住宅課※★ 【出先】 土木事務所※ 港湾事務所※ 北千葉道路建設事務所※★ ダム管理事務所※★ 区画整理事務所※★ 下水道事務所※★ 一宮改修事務所※

※管轄する市町村が基準に達した場合に配備につく。

★水防本部に属していない課。

8 千葉県情報連絡員運用要綱＜資料１－２２＞

(趣旨)

第一条

この要綱は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある市町村（以下「対象市町村」という。）の状況を踏まえた、迅速かつ適切な災害応急対策を推進するため、千葉県地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、対象市町村へ派遣する情報連絡員の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 情報連絡員 対象市町村庁舎に派遣され、市町村災害対策本部等において、県と市町村との情報連絡及び連絡調整等を行う者
- 二 地域リエゾン 千葉県災害対策本部長（以下「本部長」という。千葉県災害対策本部（以下「本部」という。）が設置されていないときは防災危機管理部防災対策課長。以下同じ。）からの要請により支部長（本部が設置されていないときは各地域振興事務所長。但し、千葉市及び市原市に派遣される者にあつては防災危機管理部危機管理政策課長。以下同じ。）が指定する情報連絡員
- 三 本庁リエゾン 本部長からの要請により本部各部の部長（本部が設置されていないときは知事部局の各部長、会計管理者、企業局長及び教育長）、監査委員会事務局長、人事委員会事務局長、労働委員会事務局長及び議会事務局長（以下「部長等」という。）が指定する情報連絡員

(体制等)

第三条

- 1 本部長は、第五条に定める基準に従い、情報連絡員を対象市町村に派遣する。
- 2 地域リエゾンは、本部長の命を受けた支部長が指揮監督する。
- 3 本庁リエゾンは、本部長が指揮監督する。

(情報連絡員の事前選定等)

第四条

- 1 防災危機管理部防災対策課は、毎年４月に情報連絡員名簿を作成する。
- 2 各地域振興事務所長（千葉市及び市原市に派遣される者にあつては防災危機管理部危機

管理政策課長)は、管轄区域内の市町村に派遣する地域リエゾンを、市町村ごとにあらかじめ各第三順位まで選定する。

- 3 部長等は、防災危機管理部防災対策課から指定された市町村（以下「指定市町村」という。）に派遣する本庁リエゾンを、原則として本庁各課に勤務する副主幹級以上の職員から市町村ごとにあらかじめ各第三順位まで選定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、部長等は防災危機管理部防災対策課と協議の上、本庁各課に勤務する職員以外の職員から本庁リエゾンを選定することができる。
- 5 防災危機管理部防災対策課は、選定された情報連絡員に対し、選定後速やかに、業務に係る研修を実施する。

(派遣の基準)

第五条

- 1 管轄区域内の市町村が、防災計画に定める「災害即応体制」以上の配備基準に該当した場合には、地域リエゾンを当該市町村へ派遣する。
- 2 指定市町村が「災害即応体制」以上の配備基準に該当し、かつ、次の各号のいずれかに当たる場合には、本庁リエゾンを当該指定市町村へ派遣する。（以下、第1項において地域リエゾンを派遣する市町村及び第2項において本庁リエゾンを派遣する市町村を、ともに「派遣先市町村」という。）
 - 一 災害により死者又は行方不明者が発生した場合
 - 二 市町村災害対策本部が設置され、県の人的又は物的支援が必要な場合若しくは県への被害状況の報告に困難が生じている場合
 - 三 気象情報等により、当該市町村に県の支援を要する大きな被害が発生するおそれがあると本部長が認める場合
 - 四 その他 本部長が必要と認めた場合
- 3 前二項の規定にかかわらず、派遣先市町村において「災害即応体制」以上の配備基準に該当しない場合で、該当後には移動が困難になる等、本部長が必要と認めた場合は、地域リエゾン及び本庁リエゾンを派遣することができる。

(派遣)

第六条

- 1 本部長は、第五条に定める基準により、速やかに情報連絡員の派遣を決定する。但し、対象市町村の状況に応じて情報連絡員を派遣しないことができる。
- 2 前項の規定により情報連絡員を派遣するときは、支部長及び部長等は、あらかじめ選定し

た情報連絡員の中から第一順位の者を派遣する者として指定することとし、第一順位の者を派遣できない場合には第二順位の者を指定し、第二順位の者を派遣できない場合は第三順位の者を指定する。

- 3 派遣先市町村への情報連絡員の派遣が長期間に及ぶ等の場合には、前項の規定にかかわらず、情報連絡員名簿に登載された職員以外の者を情報連絡員として指定することができる。
- 4 支部長から指定された地域リエゾンは、速やかに各地域振興事務所（千葉市及び市原市に派遣される地域リエゾンにあつては防災危機管理部防災対策課）において必要な物品を受領し、派遣先市町村へ参集する。
- 5 部長等から指定された本庁リエゾンは、速やかに防災危機管理部防災対策課において必要な物品を受領し、派遣先市町村へ参集する。
- 6 第4項及び第5項の規定に関らず、本部長は、情報連絡員を派遣先市町村へ直接参集させることができる。

（情報連絡員の業務）

第七条

情報連絡員は、以下の各号に掲げる業務を行う。

- 一 情報収集 派遣先市町村の被害状況や、災害対応のために必要な応援要請等に係る情報を収集して県へ報告する。
- 二 情報提供 県が把握した情報や県の対応状況について、派遣先市町村へ伝達する。
- 三 連絡調整 派遣先市町村から県への相談事項について、関係部署を紹介する等調整を行う。
- 四 情報交換 派遣先市町村に派遣された関係機関のリエゾン等との情報交換を行う。
- 五 その他 災害対応に必要な調整を行う。

（派遣の終了）

第八条

情報連絡員の派遣は、派遣先市町村の意見を聴取した上で、本部長の決定により終了する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。